

令和 8 年 3 月

鈴鹿亀山地区広域連合議会定例会会議録

令和 8 年 3 月 2 7 日 開会

令和 8 年 3 月 2 7 日 閉会

鈴鹿亀山地区広域連合議会

鈴鹿亀山地区広域連合議会定例会会議録

令和8年3月27日鈴鹿市議会全員協議会室において鈴鹿亀山地区広域連合議会定例会を開く。

1 出席議員

1 番	松葉谷 光 由	2 番	矢 田 真佐美
3 番	藤 井 栄 治	4 番	福 沢 美由紀
5 番	船 間 涼 子	6 番	深 水 隆 司
7 番	中 西 大 輔	8 番	森 美和子
9 番	池 上 茂 樹	10 番	石 田 秀 三
11 番	櫻 井 清 蔵	12 番	田 中 通

1 欠席議員

な し

1 出席者の職氏名

広域連合長	末 松 則 子
副広域連合長	櫻 井 義 之
事務局長	福 中 正 道
総務課長	上 村 剛
介護保険課長	中 条 裕
総務課主幹	佐 藤 剛
総務課副参事兼	
鈴鹿亀山消費生活センター所長	川 村 敏 正
介護保険課副参事兼管理グループリーダー	伊 藤 淳
介護保険課副参事兼認定グループリーダー	藤 本 泰 子
介護保険課副参事兼給付グループリーダー	岡 田 千麻子
介護保険課主幹兼指導グループリーダー	澤 谷 陽 子

1 議会書記

総務課副主幹	石 田 侑 子
総務課副主幹	花 井 晋 平

1 会議の事件

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 議案第 1 号 専決処分の承認について

日程第 5 議案第 2 号 令和 7 年度鈴鹿亀山地区広域連合一般会計補正予算
(第 2 号)

議案第 3 号 令和 7 年度鈴鹿亀山地区広域連合介護保険事業特別会
計補正予算 (第 3 号)

議案第 4 号 令和 8 年度鈴鹿亀山地区広域連合一般会計予算

議案第 5 号 令和 8 年度鈴鹿亀山地区広域連合介護保険事業特別会
計予算

議案第 6 号 鈴鹿亀山地区広域連合監査委員条例の一部改正につい
て

議案第 7 号 鈴鹿亀山地区広域連合報酬及び費用弁償等支給条例及
び鈴鹿亀山地区広域連合行政不服審査法施行条例の一
部改正について

日程第 6 一般質問

午前10時00分 開 会

○議長（田中通 議員）

皆さん、おはようございます。

それでは、ただいまから令和8年3月鈴鹿亀山地区広域連合議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しております。

本日の議事日程は、過日、送付いたしましたとおりでございますので、御了承をお願いいたします。

これより本日の会議を開きます。

まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員には、会議規則第35条の規定により、議長において、福沢美由紀議員、森美和子議員を指名いたします。

次に、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日といたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中通 議員）

御異議ないものと認めます。よって、本定例会の会期は、本日1日と決定いたしました。

次に、日程第3、諸般の報告をいたします。

本日の議案説明員の職・氏名を一覧表にしてお手元に配付しておきましたので、御了承願います。

次に、例月出納検査の結果をお手元に配付しておきましたので、こちらも御了承願います。

次に、日程第4、議案第1号 専決処分の承認についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

広域連合長。

○広域連合長（末松則子 君）

皆様、おはようございます。本日は、鈴鹿亀山地区広域連合議会の3月定例会をお願いいたしましたところ、議員の皆様におかれましては、何かとお忙しい中、御出席を賜りまして誠にありがとうございます。何とぞ、よろしくお願い申し上げます。

それでは、本定例会の開会に当たり、令和8年度の施政及び予算編成方針について申し述べます。現在、我が国は人口が減少する中で「団塊の世代」が75歳以上を迎え、今後も高齢者人口は増加し続け、「団塊ジュニア世代」が65歳以上になる2040年には、高齢者人口がピークを迎えると予測されております。さらには、支援を必要とする一人暮らしや認知機能が低下した高齢者、介護ニーズの高い85歳以上の高齢者が増加することも見込まれております。また、スマート社会が推進される中で、不透明な国際情勢や物価高騰・働き方改革などによる経済雇用情勢の変化、激甚化する自然災害や深刻化する環境問題など、今後予想される大きな変化に対応していかなければなりません。このような動向も踏まえ、本広域連合といたしましては、関係市である鈴鹿市、亀山市と連携しながら広域計画に基づき、高齢者をはじめとする圏域住民の皆様が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、社会の変化に対応した事業を展開してまいります。

まず、介護保険事業につきましては、3年目の最終年度を迎える第9期介護保険事業計画を着実に実行します。また、2027年度が開始年度となる第10期事業計画につきましては、被保険者、事業所などへのアンケート調査結果も踏まえ、日本の高齢者人口がピークになる2040年を見据え、持続可能な介護保険制度の運営に資するよう、国が示す基本指針に沿った策定作業を進めてまいります。

また、地域包括支援センターを中心に、地域住民や地域の多様な主体の参画や連携を通じて、要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるように、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される体制である「地域包括ケアシステム」の深化・推進に取り組んでまいります。

介護認定業務につきましては、委託先との連携に取り組むとともに、介護保険課の認定事務の事務改善を行いながら、体制整備を進めるとともに、円滑で安定した介護認定に努めてまいります。

また、介護予防・生活支援サービスのさらなる推進に関係市と共に取り組むとともに、適切な介護サービスの確保と、介護給付の適正化に取り組んでまいります。

その他、本広域連合が指定権限を持つ、居宅介護支援事業所や地域密着型サービス事業所の新規指定や指定の更新、指導・監督業務を通じて、利用者へのサービス

向上に努めてまいります。

次に、消費者行政につきましては、鈴鹿亀山消費生活センターが設立20周年目という節目を迎えます。本センターでは、商品やサービスなど、消費生活全般に関する苦情や問合せなど、消費者からの相談を専門の相談員が受け付け、公正な立場で処理に当たってまいりました。近年、デジタル化、高齢化の進展に伴い、消費者を取り巻く社会環境が刻々と変化し、対処すべき消費者問題も変遷していく中、消費者被害・トラブルの内容もますます複雑かつ多様化しております。本センターにおきましては、消費生活相談員のスキルアップに努め、消費者に寄り添った消費生活に関する苦情相談や、その解決のための助言、世代に応じた消費者教育、被害を未然に防止するための啓発活動など、地域に根差した消費生活相談の窓口としての役割を担ってまいります。

また、消費者トラブルに遭われる方の中には、様々な問題を抱え、重層的な支援が必要な方もお見えになりますので、関係市の相談担当部署や社会福祉協議会、警察といった関係機関と連携しながら必要な支援につなげてまいります。

続きまして、令和8年度の予算編成でございますが、関係市におきましては、歳入・歳出両面で長期化する物価高騰や不透明な国際情勢、働き方改革などによる雇用情勢の変化等の影響を大きく受けております。歳入につきましては、大幅な増加が見込めず、また歳出につきましては、人件費等の経常的経費、投資的経費や扶助費等社会保障費の増加が引き続き見込まれる中で、さらなる歳入確保と歳出削減を徹底していく予算編成が行われています。本広域連合といたしましては、運営のための財源を関係市からの負担金に大きく依存していることから、関係市の財政状況を十分考慮し、可能な限り抑制に努め、予算編成を行ったところでございます。

以上、令和8年度を迎えるに当たり、施政及び予算編成方針を述べさせていただきました。今後とも、圏域住民のさらなる福祉の向上を目指し、各種事業に取り組んでまいりますので、議員並びに圏域住民の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

続きまして、本定例会に提出いたしました議案第1号、専決処分の承認について説明申し上げます。

物価高騰等の影響により、債務負担行為の予算額が不足することに伴い、債務負担行為の限度額の増額を補正予算として計上したものでございます。

議案第1号、別紙、令和7年度鈴鹿亀山地区広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第2号）の2ページを御覧ください。第1条の債務負担行為の補正につつま

しては、51万1,000円を増額し、補正後の限度額を223万1,000円にさせていただいたものでございます。これにつきまして、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をしましたので、同条第3項の規定により、議会に報告を申し上げるとともに、その承認をお願いするものでございます。

以上が、議案第1号の専決処分をいたしました補正予算の概要でございます。御承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（田中通 議員）

議案第1号の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。議案質疑に当たりましては、一問一答方式で質疑時間は答弁を含め30分以内ですので、厳守していただきますようお願いいたします。また、議案質疑でございますので、質疑に当たっては自己の意見を述べることなく、質疑の範囲が議題外にわたることのないよう注意をいただくとともに、議案番号を述べた上で質疑いただくよう重ねてお願いいたします。

それでは、通告に従い、矢田真佐美議員から発言を許します。

矢田真佐美議員。

○矢田真佐美 議員

おはようございます。それでは、議案第1号、令和7年度鈴鹿亀山地区広域連合介護保険特別会計補正予算（第2号）から、今回の議案の対象となる公用車が何台あるのか、そしてその予定額の増額の理由というのを教えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（田中通 議員）

事務局長。

○事務局長（福中正道 君）

それでは、矢田議員の議案第1号、令和7年度鈴鹿亀山地区広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についての御質疑のうち、まず対象となる公用車の台数につきまして御説明申し上げます。本件は、現在、リース契約中の車両が令和8年3月末日で契約期間の満了を迎えることに伴い、新たな車両をリース契約するもので、対象となる車両は1台になります。

続きまして、債務負担行為の限度額が増額となった理由につきまして御説明申し上げます。令和7年度の当初予算に債務負担行為を計上する際には、令和6年12月に複数の事業者から参考見積りを徴取した上で予算額を計上いたしました。リース契約に係る入札を実施するための準備として、令和7年11月に改めて参考見積りを徴取したところ、見積りの価格が債務負担行為の限度額を超えることとなり、入札を実施することができないため、補正したものです。価格上昇の要因について事業者に聞き取りをしたところ、物価高騰の影響で車両価格だけでなく、リース契約に含まれる資材費や人件費等、あらゆる経費が上昇したことによるとのことでした。

以上でございます。

○議長（田中通 議員）

矢田真佐美議員。

○矢田真佐美 議員

今回は1台ということですが、介護保険事業特別会計で管理している公用車というのはいく台ありますか。

○議長（田中通 議員）

事務局長。

○事務局長（福中正道 君）

特別会計で予算措置をしている公用車は3台でございます。

以上でございます。

○議長（田中通 議員）

これにて、矢田真佐美議員の質疑を終わります。

ほかに質疑のある方は挙手をお願いいたします。

質疑なしと認めます。

それでは、これより討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中通 議員）

討論はございませんので、これにて討論を終結いたします。

これより採決をいたします。議案第1号、専決処分の承認についてを採決いたします。本案を承認することについて賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔全員 挙手〕

○議長（田中通 議員）

挙手全員でございます。したがって、議案第1号、専決処分の承認については承認することに決定いたしました。

次に、日程第5、議案第2号、令和7年度鈴鹿亀山地区広域連合一般会計補正予算（第2号）から、議案第7号、鈴鹿亀山地区広域連合報酬及び費用弁償等支給条例及び鈴鹿亀山地区広域連合行政不服審査法施行条例の一部改正についてまでを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

広域連合長。

○広域連合長（末松則子 君）

それでは、続きまして、本定例会に提出いたしました議案について説明申し上げます。なお、予算関係につきましては、概要を私から説明させていただき、詳細を総務課長が説明いたしますので、御了承賜わりたいと存じます。

まず、補正予算書1ページ、議案第2号、「令和7年度鈴鹿亀山地区広域連合一般会計補正予算（第2号）」について説明申し上げます。第1条で、歳入歳出それぞれ43万2,000円を増額し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ6億9,563万2,000円にしようとするものでございます。

続きまして、補正予算書19ページ、議案第3号、「令和7年度鈴鹿亀山地区広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」について説明申し上げます。第1条で、歳入歳出それぞれ1,174万1,000円を増額し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ210億6,385万2,000円にしようとするものでございます。

続きまして、議案第4号、「令和8年度鈴鹿亀山地区広域連合一般会計予算」について説明申し上げます。当初予算書1ページを御覧ください。第1条で、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ6億7,615万7,000円にしようとするものでござ

います。対前年度比0.3%の増加でございます。

続きまして、議案第5号、「令和8年度鈴鹿亀山地区広域連合介護保険事業特別会計予算」について説明申し上げます。当初予算書35ページを御覧ください。第1条で、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ216億2,603万円にしようとするものでございます。対前年度比4.3%の増加でございます。また、第2条におきましては、一時借入金の限度額を設定しようとするものでございます。

続きまして、議案第6号から議案第7号までの議案の概要につきまして説明申し上げます。資料につきましては、データの議案第6号から議案第7号までに係る議案書を御覧ください。初めに3ページ、「鈴鹿亀山地区広域連合監査委員条例の一部改正について」説明申し上げます。地方自治法の一部改正により、本条例で引用する条項にずれが生じるため、所要の改正を行おうとするものです。

続きまして、議案書7ページの議案第7号、「鈴鹿亀山地区広域連合報酬及び費用弁償等支給条例及び鈴鹿亀山地区広域連合行政不服審査法施行条例の一部改正について」説明申し上げます。本広域連合議会の議員及び委員会の委員、附属機関の委員等の報酬の額は、原則、「国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律」に規定する開票立会人及び選挙立会人の報酬の額に準拠しております。このたび、同法が改正され、開票立会人等の報酬の額が改められたことから、所要の改正を行おうとするものです。

以上が、議案第2号から議案第7号までの概要でございます。よろしく御審議賜われますよう、お願い申し上げます。

○議長（田中通 議員）

総務課長。

○総務課長（上村剛 君）

おはようございます。それでは、議案第2号から議案第5号まで補足説明をいたします。

まず、議案第2号、令和7年度鈴鹿亀山地区広域連合一般会計補正予算（第2号）でございます。補正予算書の10・11ページをお開き願います。歳入でございますが、第1款、分担金及び負担金、第1項、負担金、第1目、市負担金、43万2,000円の増額は、フルタイム会計年度任用職員人件費増に伴い、両市負担金を増額するものでございます。第2款、国庫支出金、第2項、国庫補助金、第1目、民生費国庫補助

金、483万円の減額は、重層的支援体制整備事業の国交付金の一部が留保される見込みであることに伴い、減額するものでございます。第3款、県支出金、第2項、県補助金、第1目、民生費県補助金、241万5,000円の減額は、重層的支援体制整備事業の県交付金の一部が留保される見込みであることに伴い、減額するものでございます。

次に、12・13ページをお開きください。第6款、繰入金、第1項、特別会計繰入金、第1目、介護保険事業特別会計繰入金、724万5,000円の増額は、重層的支援体制整備事業の国・県交付金の減額に伴い、不足分を介護保険事業特別会計から繰り入れることにより増額するものでございます。

次に、14・15ページをお開きください。歳出でございますが、第3款、民生費、第1項、社会福祉費、第1目、老人福祉費は、国・県支出金の減額に伴う財源更正でございます。第4款、商工費、第1項、商工費、第1目、商工総務費43万2,000円の増額は、フルタイム会計年度任用職員の給与改定に伴い、増額するものでございます。

以上が、議案第2号、令和7年度鈴鹿亀山地区広域連合一般会計補正予算（第2号）の補足説明でございます。

続きまして、議案第3号、令和7年度鈴鹿亀山地区広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第3号）の補足説明をいたします。同じく、補正予算書の28・29ページをお開き願います。まず歳入でございますが、第2款、分担金及び負担金、第1項負担金、第1目、市負担金、99万9,000円の増額は、令和7年度税制改正に対応するためのシステム改修実施に伴い、両市負担金を増額するものでございます。第4款、国庫支出金、第2項、国庫補助金、第6目、総務費国庫補助金、99万7,000円の増額は、令和7年度税制改正に対応するためのシステム改修実施に伴い、国庫補助金を増額するものでございます。次に、第7款、繰入金、第2項、基金繰入金、第1目、介護給付費準備基金繰入金974万5,000円の増額は、一般会計財源不足分及び過年度保険料還付金の不足分を基金から繰り入れることに伴い増額するものでございます。

次に、30・31ページをお開きください。歳出でございます。第1款、総務費、第1項、総務管理費、第1目、一般管理費、199万6,000円の増額は、令和7年度税制改正に対応するためのシステム改修実施に伴い増額するものでございます。次に第5款、諸支出金、第2項、償還金及び還付加算金、第1目、第1号被保険者過年度保険料還付金250万円の増額は、過年度、保険料還付金が不足する見込みであること

に伴い増額するものでございます。次に第5款、諸支出金、第3項、繰出金、第1目、他会計繰出金、724万5,000円の増額は、一般会計における国・県支出金の減額による財源不足分を一般会計に繰り出すため増額するものでございます。

以上が、議案第3号、令和7年度鈴鹿亀山地区広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第3号）の概要でございます。

続きまして、議案第4号、令和8年度鈴鹿亀山地区広域連合一般会計予算の補足説明をいたします。令和8年度鈴鹿亀山地区広域連合予算書の10・11ページをお開き願いたいと思います。まず、歳入でございます。第1款、分担金及び負担金、第1項、負担金、第1目、市負担金、2億2,910万1,000円は、広域連合規約に基づき、本広域連合が行う広域連携事務、介護保険事務、消費者行政事務に係る鈴鹿市・亀山市からの負担金でございます。第2款、国庫支出金、第1項、国庫負担金、第1目、民生費国庫負担金、9,083万3,000円は、低所得者保険料軽減事業に伴う国負担金でございます。次に、12・13ページをお開きください。同じく、第2款、国庫支出金、第2項、国庫補助金、第1目、民生費国庫補助金、1億2,465万6,000円は、重層的支援体制整備事業に係る国交付金でございます。第3款、県支出金、第1項、県負担金、第1目、民生費県負担金、4,541万6,000円は、低所得者保険料軽減事業に伴う県負担金でございます。同じく、第3款、県支出金、第2項、県補助金、第1目、民生費県補助金、6,278万3,000円は、低所得者等対策費補助金及び重層的支援体制整備事業国交付金（後に「県交付金」と訂正あり）でございます。第2目、商工費補助金、252万5,000円は、消費者行政強化事業補助金でございます。

次に、14・15ページをお開きください。第4款、繰越金、第1項、繰越金、第1目、繰越金、10万円は、前年度の繰越金でございます。次に、第5款、諸支出金、第1項、雑入、第1目、雑入、2,000円は、情報公開等に係る実費負担分でございます。次に第6款、繰入金、第1項、特別会計繰入金、第1目、介護保険事業特別会計繰入金、1億2,074万1,000円は、重層的支援体制整備事業に係る介護保険事業特別会計からの繰入金でございます。

続きまして、16・17ページをお開きください。歳出でございます。第1款、議会費、第1項、議会費、第1目、議会費89万3,000円は、広域連合議会における議員報酬及び事務費でございます。第2款、総務費、第1項、総務管理費、第1目、一般管理費、8,063万1,000円は、派遣職員に係る給与費等負担金、事務費等でございます。

次に、18・19ページをお開きください。第2目、企画費、94万4,000円は、構成市

との広域連携連絡調整費としまして、広域連合広報発行経費などがございます。第3目、公平委員会費、3万1,000円は、公平委員会開催に係る委員報酬でございます。次に、第2款、総務費、第2項、選挙費、第1目、選挙管理委員会費、4万1,000円は、選挙管理委員会開催に係る委員報酬でございます。

次に、20・21ページをお開きください。第2款、総務費、第3項、監査委員費、第1目、監査委員費、31万4,000円は、監査等に係る委員報酬でございます。第3款、民生費、第1項、社会福祉費、第1目、老人福祉費、3億8,057万2,000円は、低所得者等対策費及び重層的支援体制整備事業費でございます。第2目、介護保険費、1億8,166万6,000円は、低所得者保険料軽減事業費を介護保険事業特別会計へ繰り出すものでございます。

次に、22・23ページをお開きください。第4款、商工費、第1項、商工費、第1目、商工総務費3,076万5,000円は、派遣職員に係る給与費等負担金、消費生活相談員の人件費など、消費生活センターの管理運営に要する経費でございます。

次に、24・25ページをお開きください。第5款、諸支出金、第1項、償還金及び還付加算金、第1目、償還金、10万円は、国庫支出金等過年度分返還金でございます。次に、第6款、予備費、第1項、予備費、第1目、予備費、20万円は、予備費として前年度と同額を計上しております。

次に、26から29ページまでは、特別職・一般職の給与費明細書を掲載しておりますので、御覧おき願います。

次に、30・31ページには、令和9年度以降にわたる債務負担行為に係る調書を掲載しております。

以上が、議案第4号の令和8年度鈴鹿亀山地区広域連合一般会計予算の補足説明でございます。

すみません、1点訂正をさせていただきます。先ほど歳入の県支出金の12・13ページの説明のところで、県交付金を国交付金と申してしまいました。申し訳ありませんでした。県交付金に訂正させていただきます。

続きまして、議案第5号、令和8年度鈴鹿亀山地区広域連合介護保険事業特別会計予算の補足説明をいたします。予算書の44・45ページをお開き願います。まず、歳入でございます。第1款、保険料、第1項、介護保険料、第1目、第1号被保険者保険料、49億1,282万4,000円は、第1号被保険者の現年度分の特別徴収、普通徴収及び過年度分の普通徴収による保険料を第9期介護保険事業計画に基づき算出し、それぞれ計上しております。次に、第2款、分担金及び負担金、第1項、負担

金、第1目、市負担金、32億8,222万8,000円は、広域連合規約に基づき、本広域連合が行う介護保険事業に係る構成市からの負担金でございます。

次に、46・47ページをお開きください。第3款、国庫支出金、第1項、国庫負担金、第1目、介護給付費負担金、36億3,200万7,000円は、介護給付費及び予防給付に係る費用に対する国庫負担金で、保険給付費のうち施設等分が15%、その他分が20%の交付割合で計上しております。同じく、第3款、国庫支出金、第2項、国庫補助金、第1目、調整交付金、4億4,167万6,000円は、保険料水準の格差是正のための交付金で、介護給付及び地域支援事業費それぞれに対して交付割合を2.14%とし計上しております。第2目、地域支援事業交付金（介護予防、日常生活支援総合事業）1億2,899万5,000円は、地域支援事業のうち介護予防、生活支援サービス事業及び一般介護予防事業に要する事業費に対する交付金を交付割合20%とし計上しております。第3目、地域支援事業交付金、その他地域支援事業、7,095万8,000円は、地域支援事業のうち包括的支援事業、任意事業に要する事業費に対する交付金を交付割合38.5%として計上しております。第4目、保険者機能強化推進交付金1,462万5,000円は、高齢者の自立支援、重度化防止等に関する取組に係る交付金でございます。第5目、介護保険保険者努力支援交付金、3,246万4,000円は、予防健康づくりに資する取組に重点化した交付金でございます。第6目、総務費国庫補助金、118万2,000円は、介護保険システム改修に対する補助金でございます。

続きまして、48・49ページをお開きください。第4款、支払基金交付金、第1項、支払基金交付金、第1目、介護給付費交付金、53億8,667万2,000円は、第2号被保険者保険料として社会保険診療報酬支払基金から交付されるもので、保険給付費総額の27%分を計上しております。第2目、地域支援事業費支援交付金、1億7,414万4,000円は、地域支援事業のうち介護予防、生活支援サービス事業費及び一般介護予防事業費に対する交付金を交付割合27%とし計上しております。第5款、県支出金、第1項、県負担金、第1目、介護給付費負担金、28億5,194万9,000円は、介護給付及び予防給付に係る費用に対する県負担金で、保険給付費のうち施設等分が17.5%、その他分が12.5%の交付割合で計上しております。同じく、第5款、県支出金、第2項、県補助金、第1目、地域支援事業交付金介護予防、日常生活支援総合事業、8,062万2,000円は、地域支援事業のうち介護予防、生活支援サービス事業費及び一般介護予防事業費に対する交付金を交付割合12.5%とし計上しております。

次に、50・51ページをお開きください。同じく、第2目、地域支援事業交付金、その他の地域支援事業、3,547万9,000円は、地域支援事業費のうち包括的支援事業

費、任意事業費に対する交付金を交付割合19.25%とし計上しております。第6款、繰入金、第1項、一般会計繰入金、第1目、低所得者保険料軽減事業繰入金、1億8,166万6,000円は、低所得者保険料軽減事業に伴う一般会計からの繰入金でございます。同じく、第6款、繰入金、第2項、基金繰入金、第1目、介護給付費準備基金繰入金、3億9,547万2,000円は、財源不足に伴い、不足額を介護給付費準備基金から繰り入れるものでございます。

次に、52・53ページをお開きください。第7款、繰越金、第1項、繰越金、第1目、繰越金、200万円は、前年度繰越金でございます。第8款、諸収入、第1項、延滞金及び加算金及び過料、第1目、第1号被保険者保険延滞金、10万円は、第1号被保険者保険の保険料納付遅延に対する延滞金を計上しております。同じく、第8款、諸収入、第2項、雑入、第1目、返納金、32万7,000円は、介護報酬不正請求に係る事業所からの返納金等でございます。第2目、雑入、64万円は、生活保護受給者に係る介護認定料等でございます。

次に、54・55ページをお開きください。款、使用料及び手数料、項、手数料、目、総務手数料につきましては、平成30年度の条例改正により、督促手数料を徴収しておりませんでした。対象となる滞納がないことから廃款といたします。

続きまして、歳出でございます。56・57ページをお開きください。第1款、総務費、第1項、総務管理費、第1目、一般管理費、4億2,504万6,000円は、派遣職員に係る給与費負担金、事務費及び会計年度任用職員にかかる人件費等を計上しております。

次に、58・59ページをお開きください。同じく、第1款、総務費、第2項、介護認定審査会費、第1目、介護認定審査会費、4,852万9,000円は、審査会開催に伴う委員報酬などを計上しております。第2目、認定調査等費、1億7,892万9,000円は、主治医意見書の作成手数料等の役務費、認定調査業務にかかる委託料などを計上しております。同じく、第1款、総務費、第3項、趣旨普及費、第1目、趣旨普及費、413万8,000円は、広報誌や介護保険制度のパンフレットの作成経費でございます。

次に、60・61ページをお開きください。同じく、第1款、総務費、第4項、計画策定費、第1目、計画策定費、704万1,000円は、第10期介護保険事業計画策定にかかる経費でございます。第2款、保険給付費、第1項、介護サービス等諸費、第1目、介護サービス等諸費、193億6,803万3,000円は、要介護認定に係る各介護サービス利用分の保険給付費である介護サービス諸費、要支援認定者にかかる各種サービス利用分の保険給付費である介護予防サービス諸費、一定の基準を満たした利用者

が介護保険施設等を利用した場合に食費、居住費に対して補足給付する費用である特定入所者介護サービス等費について計上しております。なお、令和8年6月から臨時の報酬改定2.03%を含めた額を計上しております。

次に、62・63ページをお開きください。第2目、審査支払手数料、1,831万円は、三重県国民健康保険団体連合会による各事業者への介護報酬支払いに係る審査にかかる手数料として計上しております。第3目、高額介護サービス等費、4億9,664万4,000円は、介護保険の利用者負担額が高額となり、一定額以上となった利用者に対して支給する経費として計上しております。第4目、高額医療合算介護サービス等費、6,765万2,000円は、介護保険及び医療保険の利用者負担額が高額となり、一定額以上となった利用者に対して支給する経費として計上しております。第3款、地域支援事業費、第1項、地域支援事業費、第1目、介護予防、生活支援サービス事業費、6億4,879万1,000円は、介護予防、生活支援サービス事業費総合事業等諸費、総合事業審査支払手数料について計上しております。

次に、64・65ページをお開きください。第2目、一般介護予防事業費、3,966万8,000円は、総合事業のうち一般介護予防事業にかかる経費を計上しております。第3目、包括的支援事業任意事業費、1億8,430万8,000円は、包括的支援事業費、任意事業費について計上しております。第4款、公債費、第1項、公債費、第1目、利子、10万円は、資金の不足により借入れを行った際に要する一時借入金の利息を計上しております。

次に、66・67ページをお開きください。第5款、諸支出金、第1項、基金費、第1目、介護給付費準備基金費、100万円は、保険料の残額を基金に積み立てるものでございます。同じく、第5款、諸支出金、第2項、償還金及び還付加算金、第1目、第1号被保険者過年度保険料還付金、1,110万円は、第1号被保険者過年度保険料の還付金及び還付加算金を計上しております。第2目、償還金、100万円は、国庫支出金等の過年度分返還金でございます。

次に、68・69ページをお開きください。同じく、第5款、諸支出金、第3項、繰出金、第1目、他会計繰出金、1億2,074万1,000円は、重層的支援体制整備事業実施に要する費用の保険料負担分を一般会計へ繰り出すものでございます。第6款、予備費、第1項、予備費、第1目、予備費として、前年度と同じく500万円を計上しております。

次に、70ページから73ページまでは、特別職・一般職の給与費明細書を掲載しておりますので、御覧おきます。

次に、74・75ページをお開きください。令和9年度以降にわたる債務負担行為に関する調書を掲載しております。

以上、議案第2号から議案第5号までの補足説明でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田中通 議員）

議案第2号から議案第7号までの説明は終わりました。

ここで休憩をいたします。それでは、再開は11時といたしたいと思います。

午前10時49分 休憩

午前11時00分 再開

○議長（田中通 議員）

それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程により議事を進行します。

これより質疑に入ります。議案質疑に当たりましては、一問一答方式で、質疑時間は、答弁を含め30分以内ですので、厳守していただきますようお願いいたします。また、議案質疑でございますので、質疑に当たっては、自己の意見を述べることなく、質疑の範囲が議題外にわたることのないよう注意いただくとともに、議案番号を述べた上で質疑いただくよう重ねてお願いいたします。

それでは、通告に従い、中西大輔議員から発言を許します。

中西大輔議員。

○中西大輔 議員

鈴鹿市、中西です。

通告の内容に入る前に1点ですけれども、今予算の説明をされているときに、予算資料に一言も書いていない、令和8年度の介護報酬改定、いわゆる期中改定のこと説明に出てきたのですけれども、非常に重要な部分なので、その部分はまず書いておかないといけないし、その内容についても確定した状態で予算を出しているわけじゃないはずなので、きちんと資料も添付しないといけないんじゃないですかね、まず、そのことだけ、後で一般質問のほうでも入っていますので、今の点はそれで終わりますけれども、そのようなことをするのは駄目ですよということだけ指

摘しておきますね。

それでは、通告に沿って質問をします。通告のほうですけれども、令和7年度補正予算（第2号）の補正予算書10・11ページ、款2、国庫支出金及び、款3、県支出金についてですけれども、こちらのほうの補正予算資料を見ると、それぞれ理由が国交付金の一部が留保される見込みとあるのですけれども、国のほうで地域共生社会に関するお金が減ってきているなんて話を聞いたりしましたので、この説明の内容というのはどのようなことを指し示しているのか説明をお願いします。

○議長（田中通 議員）

事務局長。

○事務局長（福中正道 君）

それでは、中西議員の議案第2号、令和7年度鈴鹿亀山地区広域連合一般会計歳入歳出補正予算（第2号）についての御質疑の重層的支援体制整備事業、国・県交付金の一部留保につきまして御説明申し上げます。補正予算資料では3ページになります。重層的支援体制整備事業の高齢者に係る部分の国・県交付金につきましては、全国の保険者から国に提出のあった事前協議額の合計が本年度の国の予算額を上回ったことから、国の予算額に収めるため、交付額の一部留保という調整が行われることによるものでございます。なお、本年度の事業終了後に本広域連合の事業費の決算額に基づき、交付金の不足が生じる部分については、令和8年度におきまして追加交付を受けることになります。よって、令和8年10月定例会におきまして、決算を踏まえまして、補正の予算を行うということになる見通しでございます。

以上でございます。

○議長（田中通 議員）

中西大輔議員。

○中西大輔 議員

国のほうがそもそもこの地域共生、重層的支援体制を構築もそうですが、要は設定している分はまず一旦地方自治体から集まってくるものが多かったから、それで留保になったと、留保になった分は、この令和8年度の10月、今度、国のほうの予算が確定した上で出てくる予定になっているということですね、分かりました。

以上で結構です。

○議長（田中通 議員）

これにて、中西大輔議員の質疑を終わります。

矢田真佐美議員。

○矢田真佐美 議員

議案第4号の資料で21ページのところの質問をさせていただきます。議案第4号、歳出の款、民生費、項、社会福祉費、目、老人福祉費の中の重層的支援体制整備事業費の内容の詳細を教えてくださいと思います。お願いします。

○議長（田中通 議員）

事務局長。

○事務局長（福中正道 君）

それでは、矢田議員の議案第4号、令和8年度鈴鹿亀山地区広域連合一般会計予算歳出、款、民生費、項、社会福祉費、目、老人福祉費、節、委託料の重層的支援体制整備事業費の内容の詳細は、の御質疑について御説明申し上げます。令和8年度当初予算資料9ページを御覧ください。まず1つ目の地域介護予防活動支援業務費につきましては、鈴鹿市及び亀山市に事業を委託し、社会参加活動を通じた介護予防に資する地域活動の実施等を行うための費用でございます。予算額1,341万8,000円の内訳といたしましては、鈴鹿市がふれあいいきいきサロン769万9,000円、鈴鹿いきいきボランティア制度実施事業146万6,000円、暮らしまかせて支援事業240万2,000円、スクエアステップ活動支援事業85万1,000円、合計1,241万8,000円で、亀山市が地域で「ちょこボラ」事業100万円でございます。

次に、2つ目の地域包括支援センター業務費につきまして御説明申し上げます。地域包括支援センター職員の賃金については、介護保険法施行規則等国の基準に基づき、鈴鹿亀山地区広域連合地域包括支援センターの運営及び人員に関する基準を定める条例におきまして、その基準を定めております。条例は保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の3職種をそれぞれ1人以上置くものと定めるとともに、担当する圏域における第1号被保険者の数が6,000人以上となる場合、3,000人までを増加するごとに3職種のうちいずれか1人を増員することと定めております。この基

準に基づき、10の圏域ごとに設置する地域包括支援センターでは、3人体制が5か所、4人体制が4か所、5人体制が1か所、合計36人を配置しています。また、各市に基幹型地域包括支援センターを設置し、鈴鹿市に5人、亀山市に3人、計8人を配置しており、12か所の合計は44人となります。本広域連合が管内の社会福祉法人等に委託しており、委託料の額は配置人員数に応じて算出し、地域包括支援センターの委託料としては、合計3億1,680万円を計上しております。

3つ目の、生活支援体制整備業務費につきましては、こちらも鈴鹿市及び亀山市に事業を委託し、多様な生活支援・介護予防サービスの提供体制を構築し、地域の支え合いの体制づくりを推進する生活支援コーディネーターの配置等を行うための費用でございます。生活支援コーディネーターの配置は、市全体を担当する第1層の生活支援コーディネーターを両市にそれぞれ1人ずつ、日常生活圏域を担当する第2層の生活支援コーディネーターを鈴鹿市に4人、亀山市に2人でございます。以上でございます。

○議長（田中通 議員）

矢田真佐美議員。

○矢田真佐美 議員

ありがとうございます。

続きまして、同じく、款、民生費、項、社会福祉費、目、介護保険費、節で繰出金になっています、低所得者保険料軽減事業費の対象となる世帯の当事者というのは何人いらっしゃるのでしょうか。教えてください。

○議長（田中通 議員）

事務局長。

○事務局長（福中正道 君）

低所得者保険料軽減事業費の対象者数につきまして御説明申し上げます。本事業は、本人及び世帯全員が住民税非課税である方の第1号被保険者介護保険料について、公費により負担軽減を図る事業で、対象となる介護保険料の所得段階は、第1段階から第3段階まででございます。令和8年度当初予算では、第9期介護保険事業計画に基づき、第1段階7,655人、第2段階5,481人、第3段階4,521人と見込んで

事業費を計上しているものでございます。なお、本事業の財源といたしましては、国が2分の1、県と市がそれぞれ4分の1を負担することとなっております。

以上でございます。

○議長（田中通 議員）

矢田真佐美議員。

○矢田真佐美 議員

これは当然鈴鹿、亀山合わせての人数ということですね、ありがとうございます。
以上です。

○議長（田中通 議員）

これにて、矢田真佐美議員の質疑を終わります。

矢田真佐美議員。

○矢田真佐美 議員

すみません、もう一つありました。

次のページの23ページにあります、款、商工費、項、商工費、目、商工総務費、節で負担金補助及び交付金になっています、1,161万5,000円の内容、内訳の御説明をお願いいたします。

○議長（田中通 議員）

事務局長。

○事務局長（福中正道 君）

令和8年度鈴鹿亀山地区広域連合一般会計予算当初予算書23ページ、歳出、款、商工費、項、商工費、目、商工総務費、節、負担金補助及び交付金、1,161万5,000円の内容と内訳の御質疑につきまして説明申し上げます。負担金補助及び交付金につきましては、職員人件費に関連する鈴鹿市への負担金が大部分を占め、そのほかには研修費負担金及び資格取得経費助成金となっております。

以上でございます。

○議長（田中通 議員）

矢田真佐美議員。

○矢田真佐美 議員

消費生活センター長の人件費ということで、なぜここに負担金として予算計上がなされているのでしょうか。再度、お願いいたします。

○議長（田中通 議員）

事務局長。

○事務局長（福中正道 君）

職員人件費を負担金として支出している理由につきまして説明させていただきます。消費生活センター所長は、鈴鹿市からの派遣職員でありますことから、人件費関連の直接の支出は鈴鹿市で執行されます。その執行額を広域連合が負担金として鈴鹿市に支出しておりますことから、広域連合の支出科目は負担金となるということでございます。

以上でございます。

○議長（田中通 議員）

矢田真佐美議員。

○矢田真佐美 議員

承知いたしました。

以上です。

○議長（田中通 議員）

これにて、矢田真佐美議員の質疑を終わります。

福沢美由紀議員。

○福沢美由紀 議員

通告に従い、質疑させていただきます。日本共産党の亀山の福沢美由紀でございます。よろしくお願いいたします。

まず、議案第4号、令和8年度鈴鹿亀山地区広域連合一般会計予算からお聞きします。まず1つ目、議会費についてと挙げさせていただきました。本当にシンプルな予算なのですけれども、内訳について伺いたいと思います。

○議長（田中通 議員）

事務局長。

○事務局長（福中正道 君）

福沢議員の議案第4号、令和8年度鈴鹿亀山地区広域連合一般会計予算についての御質疑の1点目、議会費について、その内訳につきまして説明申し上げます。令和8年度当初予算資料では、8ページになります。議会費の主な内容は、議員報酬と事務費でございます。事務費の内訳といたしましては、事務用消耗品費及び郵送料、議会議事録作成にかかる委託料となっております。

以上でございます。

○議長（田中通 議員）

福沢美由紀議員。

○福沢美由紀 議員

なぜ私がこれを取り上げたかといいますと、この議会のことが広域住民にお知らせするということについて、少し弱いんじゃないかなと思って、そういうことについての中身が入っているのかなと思ってお聞きしたのですけれども、唯一議事録作成ということですが、議事録についても、ホームページを見ても検索もできませんし、そこら辺について年々よくしていこうというような議論はされて、こういうことになっているのか、またその予定があるのかだけ伺っておきたいと思います。

○議長（田中通 議員）

事務局長。

○事務局長（福中正道 君）

ホームページに関連する予算といたしましては、広域連合全体の経費として、総務費、総務管理費、事務費のホームページ管理更新業務委託料で計上しております。

具体的には、保守管理業務を11万8,800円、更新作業59万9,500円、メール設定及び保守管理業務を6万6,000円、計74万8,300円を見込んでおります。

それで周知に関してでございますけれども、ホームページ以外に、広域連合の広報に議会の開催状況について報告をさせていただいているところでございます。ホームページの更新等につきましては検討はされているものの、なかなか進んでいないというような状況が続いているというところでございまして、今後の課題というふうに認識しております。

以上でございます。

○議長（田中通 議員）

福沢美由紀議員。

○福沢美由紀 議員

検討はされているというところに希望を持ちたいと思います。ぜひとも、もう少し周知を、議会の内容をお伝えするように広報も含めて検討いただきたいなと思いました。

次の質疑に移ります。民生費についてです。先ほど矢田議員の質疑とかぶりますが、民生費から重層的支援体制整備事業の内容をお聞きになりましたけども、これについて、地域包括センターの運営がこの中に入っていると思うのですが、先ほど具体的に人件費の全体をまとめた感じの答弁があったのですが、それぞれの地域包括センターで、まず3職種、あるいはその増えた分の1人プラスとかが全ての地域包括センターでちゃんと配置されているのかどうかというところについて確認をしたいと思います。

○議長（田中通 議員）

介護保険課長。

○介護保険課長（中条裕 君）

先ほどの福沢議員の御質問にお答えいたします。今、規定数の配置をお願いしておるところでございますが、鈴鹿第8地域包括支援センターが、今職員の1人が産休でお休みをいただいている、その分の補充がまだ追いついていない状況はございます。

以上でございます。

○議長（田中通 議員）

福沢美由紀議員。

○福沢美由紀 議員

1 か所、いなければならぬ数が補充できていないというところについては、それぞれで探しておられるのでしょうか、広域連合としても支援をしておるということですか。

○議長（田中通 議員）

介護保険課長。

○介護保険課長（中条裕 君）

この雇用というのは各法人さんでしていただいていることですので、募集しておるという報告は受けておるのですが、こちらでなかなか手助けというのはできないという状況でございます。

以上でございます。

○議長（田中通 議員）

福沢美由紀議員。

○福沢美由紀 議員

その第8の包括支援は、どういう方が欠けているのですか。

○議長（田中通 議員）

介護保険課長。

○介護保険課長（中条裕 君）

今かけておるのは保健師でございます。

以上でございます。

○議長（田中通 議員）

福沢美由紀議員。

○福沢美由紀 議員

とても大事な職種、どなたも大事ですけども、その影響が出ないようにということについては、しっかり見ていただきたいなと思います。

それから地域介護予防活動支援業務費というのが重層の中に入っていますけれども、先ほど細かい内訳をお聞きしたところですけども、鈴鹿市と亀山市でかなり金額的に格差があるわけですけども、ないところにつける必要はありませんけれども、それぞれやっつけらっしゃるいろいろなサロンとか、ボランティア団体とかいろいろあると思うのですが、その数に応じてきちんと精査されての結果ということによろしいですか。

○議長（田中通 議員）

介護保険課長。

○介護保険課長（中条裕 君）

そうですね、各市のほうからもそういう御報告もいただいた中で予算をつけておる状況でございます。

以上でございます。

○議長（田中通 議員）

福沢美由紀議員。

○福沢美由紀 議員

それでは次に、商工費についてお伺いしたいと思います。先ほど広域連合長からも御報告がありましたが、現在、複雑かつ多様化する消費者被害、トラブルの内容も増えているということだったので、その内容と、そういうものにに応じて特にこの8年度で見ているものがあるのであれば伺いたいと思います。

○議長（田中通 議員）

事務局長。

○事務局長（福中正道 君）

相談の内容につきましてでございますけれども、本年２月末までに1,715件の相談が寄せられており、年度末には昨年と比べ約10%の増加が見込まれます。主な相談内容は、役務サービスに関する相談で、大手電話会社の代理店と名乗り、光回線の勧誘や解約に伴う高額請求の相談、続いて、不審な電話訪問、郵便物に関する相談、また、SNSやインターネット上の広告をきっかけとした定期購入にかかる契約解除等の相談が多くあります。年代別では、50歳代が18%、60歳代が約19%、また70歳以上の方からの相談が約32%あり、高齢者の相談が多く寄せられている状況にあります。

来年度予算の商工費の特徴でございますけれども、近年の消費者トラブルに適合した啓発冊子を購入するための消耗品費を104万5,000円計上いたしております。来年度は平成18年に消費生活センターが設立されて20周年にあたりますことから、これらの冊子を活用し、消費者トラブル未然防止のための啓発活動に一層努めてまいりたいと考えております。また、今後さらに複雑多様化する相談内容に対応するため、令和８年度にリニューアルされる全国消費生活情報ネットワークシステム「PIO-NET」の研修にも積極的に参加し、相談員の知識向上を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（田中通 議員）

福沢美由紀議員。

○福沢美由紀 議員

数年前は若い人が18歳成年ということで、そういうための新たな教育ということも言われていたのですが、そういうことも含めて、教育に出かけてもらっているというのがありますよね。そこについて伺いたいと思います。

○議長（田中通 議員）

総務課長。

○総務課長（上村剛 君）

今現在、消費生活センターで行っておりますのは、出前講座というのがございまして、各種団体からの要請に応じて出向いて講座を行っております。また、幼稚園・保育園とか、そういう学校も含めて、消費者の教育ということで、そういうふうな学校等にも出向いて講座を開催しております。

以上です。

○議長（田中通 議員）

福沢美由紀議員。

○福沢美由紀 議員

出前講座というのは、オファーがあって、応えて行っていただくというイメージだと思うのですが、消費生活センターから問題意識を持って、例えば何回はこういうところにしていこうとか、そういうものはあるのですか。

○議長（田中通 議員）

総務課長。

○総務課長（上村剛 君）

現在の取組といたしましては、そういう積極的に団体様のところに呼びかけて、講座の申込みをしていただいて、それに対して啓発活動をしているというふうな現状でございます。この20周年に当たりまして、現在の消費者トラブルに適合した冊子等を購入して、そういうふうなことを活用しながら、今後も啓発活動をしていきたいなというふうに考えております。

○議長（田中通 議員）

福沢美由紀議員。

○福沢美由紀 議員

出前講座は何回分見込んだ予算ですか。

○議長（田中通 議員）

総務課長。

○総務課長（上村剛 君）

70回から80回を見込んで予算計上しております。

○議長（田中通 議員）

福沢美由紀議員。

○福沢美由紀 議員

最後に、研修をされるということを伺いましたが、これは何人分、何回分という内容について伺いたいと思います。

○議長（田中通 議員）

総務課長。

○総務課長（上村剛 君）

4名分で年間2回でございます。

○議長（田中通 議員）

福沢美由紀議員。

○福沢美由紀 議員

ありがとうございました。20周年ということで充実していただきたいと思います。

次の質疑に移ります。議案第5号、令和8年度鈴鹿亀山地区広域連合介護保険事業特別会計予算についてです。第9期最終年度の予算となりますけども、予算の特徴についてまず伺いたいと思います。

○議長（田中通 議員）

事務局長。

○事務局長（福中正道 君）

議案第5号、令和8年度鈴鹿亀山地区広域連合介護保険事業特別会計予算についての御質疑につきまして答弁申し上げます。第9期介護保険事業計画の最終年度の

予算としての特徴でございますが、介護保険事業は、計画に基づき事業を実施していることから、計画期間の最終年度である令和8年度は給付費等に影響するような本広域連合独自の新たな取組はございません。独自の取組ではありませんが、物価高騰などに伴う介護分野の職員の処遇改善策として、令和9年度を待たずに、令和8年度中に臨時の報酬改定が行われます。今回の報酬改定は、処遇改善加算という形で実施され、生産性向上等に取り組む事業者に対する上乘せの加算で、これまで処遇改善の対象外であった訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅介護支援等についても新たに対象としております。令和8年度の当初予算の保険給付費の計上額には、国の当初予算成立前ではありますけれども、予算に与える影響が大きいことから、臨時の報酬改定をある程度見込む必要がありました。このため、令和6年度の決算額と令和7年10月までの実績から、保険給付費の所要額を見込み、この見込額に臨時報酬改定の改定率2.03%を加算したものを当初予算額として計上しております。なお、今回の臨時報酬改定は、第9期事業計画の所要額には見込まれておりませんので、保険料負担分の不足につきましては、介護給付費準備基金から繰り入れて対応しております。

以上でございます。

○議長（田中通 議員）

福沢美由紀議員。

○福沢美由紀 議員

特に変わったことはないとおっしゃいましたけども、今報酬改定ということで処遇改善のことが主に言われましたけども、ほかにもこの8年度に特徴的なことがあると思うのですけれども、例えば保険給付費の資料の5ページを見ていますと、やはり例年度よりも大きく上がっているものとか、下がっているもの、それぞれのものであると思います。まずお聞きしたいのは、この保険給付費の細かい中で特徴的なところというのを述べていただけますか。

○議長（田中通 議員）

介護保険課長。

○介護保険課長（中条裕 君）

予算を決める段にも、昨年度の実績というものを重視した上で、増えておるものは予算も増やしておりますし、減っているもの、減る見込みのあるものについては、減らしておるというのが特徴でございます。

○議長（田中通 議員）

福沢美由紀議員。

○福沢美由紀 議員

それでは、もう少し具体的にお聞きしたいと思うのですが、介護予防福祉用具の購入費が倍増しています。これについてはどのような状況ですか。

○議長（田中通 議員）

事務局長。

○事務局長（福中正道 君）

介護予防福祉用具購入費の予算が令和8年度は前年度と比べて約2倍に増えている理由について御説明申し上げます。介護給付費のうち、介護予防福祉用具購入費につきましては、令和7年10月の定例会において、令和6年度鈴鹿亀山地区広域連合介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてで、福沢議員からの御質疑に説明させていただきましたとおり、令和6年度の介護保険制度の改正により、購入種目が6種目から9種目に増えたことにより、介護予防福祉用具購入費の支給が増加しております。令和8年度の予算額につきましては、令和7年度（後に「令和6年度」と訂正あり）及び令和7年10月までの介護予防福祉用具購入費の支給実績を参考に、今後も増加する状況を見込んで算出したものとなっております。

以上でございます。

○議長（田中通 議員）

事務局長。

○事務局長（福中正道 君）

すみません、「令和6年度及び令和7年10月までの」と言うべきところを、「令和7年度及び令和7年10月までの」と言ってしまうました。申し訳ございません。

正しくは、令和6年度でございます。

○議長（田中通 議員）

福沢美由紀議員。

○福沢美由紀 議員

ありがとうございます。あと、介護サービスの諸費、介護サービスにかかる予算よりも介護予防サービスにかかる予算のほうが伸び率が高い。介護サービスにかかる予算よりも介護予防サービスにかかるもののほうが高いのですけども、それは今後何か認定制度が変わるとか、そんなことで介護予防の方が増えるとか、そういうことではなくて、現状がそうだということですか。

○議長（田中通 議員）

介護保険課長。

○介護保険課長（中条裕 君）

議員が言われるようなところは、現状に合わせてというところで計上しておるものでございます。

以上でございます。

○議長（田中通 議員）

福沢美由紀議員。

○福沢美由紀 議員

それでは、特定入所者介護サービス等諸費がかなり減っていますけど、ここについての御説明を願います。

○議長（田中通 議員）

介護保険課長。

○介護保険課長（中条裕 君）

こちらについても、特に大きな理由等はないのですけど、現状の実績に合わせた

計上となっております。

以上でございます。

○議長（田中通 議員）

福沢美由紀議員。

○福沢美由紀 議員

今年と来年度、特定入所者介護サービス等諸費について、制度は何も変わりがないのですか。

○議長（田中通 議員）

事務局長。

○事務局長（福中正道 君）

制度的には大きな変わりはありません。当初予算説明資料の5ページ、特定入所者介護サービス費についてですけれども、令和5年度、令和6年度の決算額と、令和8年度当初予算というのは大体均衡しているような形になりますので、実績に応じて令和8年度は計上させていただいたということでございます。

以上です。

○議長（田中通 議員）

福沢美由紀議員。

○福沢美由紀 議員

8年度からこの特定入所者介護サービス等諸費の制度は変わらないけれども、受けられる、いろいろなところで制限とか、今まで何回も何回もかけられてきたわけですけど、見直しがあったのですけども、8年度は見直しが無いということでしょうか。

○議長（田中通 議員）

介護保険課長。

○介護保険課長（中条裕 君）

8年度は食費の部分だけに変更になる予定でございます。

以上でございます。

○議長（田中通 議員）

福沢美由紀議員。

○福沢美由紀 議員

またほかで聞けるところはあるかもしれませんが、食費を幾らを見るかということによって予算は全部変わってきますので、何も変わらないというその御答弁、かなり不誠実だと思うのですね。なぜこれほど減っていくのかということについて、もう少し分かりやすい御説明がいただきたいなと思います。今すぐに分からないのでしたら後でも結構ですので、調べて分かりやすい御答弁をいただきたいなと思います。

全体をとおして、この最終年度という意味で予算の特徴をお聞きしたのですけれども、基金が少しずつ、先ほども重層なんかで使って、また戻してとか、いろいろやっていただいていたけども、3年の最終にいったい基金がどれぐらいになる予定とか、基盤整備が使われなかった分がどうか、3年度ならではの特徴をもう少し分かりやすく伺いたいと思います。

○議長（田中通 議員）

事務局長。

○事務局長（福中正道 君）

令和8年度末現在の介護給付費準備基金積立金の金額につきましては、予算資料の17ページに記載のとおりでございますけれども、19億2,607万4,000円の見込みでございます。

続きまして、令和8年度の特徴的なところについてでございますけれども、介護給付費につきましては先ほど申し上げましたように、制度的に大きな変化がないというところで、実績に応じて計上させていただいております。その給付費以外のところにつきましては、令和8年度におきましては、第10期の計画を立てていくというところで所要の委託料等を計上しているところ、それから、令和8年度からや

っと基幹システム、介護保険システムの標準化に対応するということになってまいりますので、委託料を計上しているというような特徴があるかと考えております。以上です。

○議長（田中通 議員）

福沢美由紀議員。

○福沢美由紀 議員

それでは、基盤整備が多分整わなかったというのが、協議会か何かの記録でもありましたけども、この３年間で見込んでいた基盤整備ができなかったということについては、保険給付費には額面的には何の影響もないということではなかったですか。

○議長（田中通 議員）

介護保険課長。

○介護保険課長（中条裕 君）

保険給付費の中で地域密着型介護サービス給付費、これが減額となっておるのですけれども、これにつきましては第９期計画において、地域密着型サービスの定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び看護小規模多機能型居宅介護の施設整備を計画しておったのですけれども、施設整備が行われませんでしたので、給付を減額して見込んでおるものでございます。

以上でございます。

○議長（田中通 議員）

福沢美由紀議員。

○福沢美由紀 議員

そういうことを総合的に聞かせていただきたかったなと思います。大体伺いました。特定入所者介護サービス等諸費の中身が変わってくることについては、また丁寧に御説明をいただきたいと思います。

今の時間で無理であれば後でもいいですけど、もし今分かっていれば伺いたいと

思います。

○議長（田中通 議員）

事務局長。

○事務局長（福中正道 君）

後で資料を作成して配付させていただきたいと思います。御了解ください。

○議長（田中通 議員）

これにて、福沢美由紀議員の質疑を終わります。

ここで休憩をいたします。再開は13時といたします。

午前11時47分 休憩

午後13時00分 再開

○議長（田中通 議員）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程により議事を継続します。

質疑のある方は挙手をお願いします。

石田秀三議員。

○石田秀三 議員

石田です。

通告はしていないですけども、2点ほどお聞きいたします。

令和8年度の予算書でいうと50ページのところ、予算資料で行くと17ページのところですけども、介護給付費準備基金繰入金という項目ですけども、これは10月の議会のときにも基金についてお聞きしましたけども、新年度予算で3億9,547万2,000円という計上がされておりますけれども、これまでのこの会計ですずっと何年か見ても、当初予算に基金繰入れが入っていても決算ではもうなくなってきたと、それどころか、基金残高が逆に増えているというふうな傾向がありますが、新年度はそういうこともないかも分かりませんが、昨年の10月の補正のときに入れるべき繰入金を減額し、それからの積立金が増えて3億4,900万円ばかり増え

たわけですから、この調子で行くと7年度末、この3月末で行きますと、残高がもう25億円になるんじゃないかというふうに計算ができます。ですから、8年度の予算で予算どおりに繰入れをしたとしても、なお残高が21億円というふうになろうかと思います。このあたりが先ほど19億円とかというお答えがありましたけども、実際に決算にすると21億円になるんじゃないかなというふうに思います。これはやはり3年計画の中で、この基金を使っていくということで、それを基にして介護保険料なんかも決めてあるわけですから、これがこれだけ余ってくると、余ってくるといふか、残ってくるといふことになりますと、これは10期に向けて丸々これを繰り越して、使わずにおくのかということが疑問になってきますので、この点について伺います。基金残高が8年度はどういうふうに移行するかということで伺います。

○議長（田中通 議員）

事務局長。

○事務局長（福中正道 君）

予算資料17ページのとおりでございますけれども、7年度末の現在見込額は23億2,000万円ということで見込んでおりまして、8年度中に3億9,500万を取り崩して予算化をするというようなところで、8年度末におきましては、19億というところで見込んでいるところでございます。見込みとしては以上になります。

○議長（田中通 議員）

石田秀三議員。

○石田秀三 議員

先ほど10月の補正を経て、なおどうなるかということは、これは当初予算というのは前年度当初と比べたりするもので、その差が生まれてくるということもあると思いますね。私が計算したところでは、7年度の末に25億円になるんじゃないかというふうに計算できましたけども、それは年度末のところ、本当の決算が出ないと分からないんじゃないかと言われるけれども、分かっとなるでしょう。それはやはりこういうことが資金運用の中で、一般的に言えば、懐に金が残るのはいいことやと言いますけども、これだけ残して、ではほかに何もやることがなかったのかというふうなことになりますので、ぜひ8年度の中でさらに、今回は当初予算ですけども、

この年度の中で新しいことをやるとか、足りないところに入れるとか、そういうことを工夫するということが必要じゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（田中通 議員）

事務局長。

○事務局長（福中正道 君）

令和8年度予算の策定におきましては、期中の報酬改定についても見込んでおりますし、そのほか両市において実施をされる介護予防等の取組についても、両市の積算に基づいて計上しているところでございます。そのような形で予算を策定しております。

以上です。

○議長（田中通 議員）

石田秀三議員。

○石田秀三 議員

質疑ですので、やはりこの数字というのをシビアに計算をしても、第10期に向けてこれを丸々繰り越していくというよりも、本当に今必要なことにどれだけ使うかということが大事だと思います。そのことだけ指摘して、もう一つの問題について伺います。

予算書で言いますと20ページ、予算資料で行くと9ページの、先ほどもほかの方が聞かれていましたけども、重層的支援体制整備事業費という3億7,996万、これの中の1つは、地域介護予防活動支援事業費というのがありますが、ふれあいサロンとかいろいろな住民の皆さんが各地域でサロンをどんどん開くのが進んできておるということで、私らの地域でも各町ごとにできるようになってきまして、いいことですけども、そこで結局よく聞くのは、サロンがあちこちにできると、数が増えてきたものだから、1個当たりの補助をもらえるお金がどんどんどんどん減ってきておるというふうなことを言われるのですが、そういう実態というのが、これは委託先の市の側の事業になると思うのですが、そういうことはどう把握しておられますか。

○議長（田中通 議員）

介護保険課長。

○介護保険課長（中条裕 君）

先ほど言われたような、この地域介護予防活動支援事業費の中にも、鈴鹿市でふれあいいきいきサロンというところも入っておる事業の中でやっていただいておりますので、その事業については、市からこれだけの計画をしたいということで計画書が出てきた中でうちも予算化しております。

以上でございます。

○議長（田中通 議員）

石田秀三議員。

○石田秀三 議員

ですから、サロンなんかがどんどん広がって増えてきているというふうなのと併せて、委託する側もそれに併せて配分を増やしましょうかというふうになっているかということをお聞きしているのですけどね。

○議長（田中通 議員）

介護保険課長。

○介護保険課長（中条裕 君）

そちらは市でやっていただく、両市でやっていただく事業でございますので、市で考えていただくことになると思います。

以上でございます。

○議長（田中通 議員）

石田秀三議員。

○石田秀三 議員

市で考えるということは、これだけのお金を広域から出しますよという、そのパイが、たくさんユーザーが増えているのに、パイの大きさが変わらなかったら、1

個当たりがどんどん減ってきますわね。そういうことをそれぞれのところの方がいろいろこぼしておられるというのはお分かりでしょうか。

○議長（田中通 議員）

介護保険課長。

○介護保険課長（中条裕 君）

こちらの財源についても、うちも補助金というところになりますので、限度額もございますので、そのあたりは両市でこの事業についてどう進めていくのかというのを考えていただく、うちも相談に乗らせていただくというのが現状でございます。以上でございます。

○議長（田中通 議員）

石田秀三議員。

○石田秀三 議員

ですから、相談に乗った上に増やしていかないかんような事態になっているんじゃないかなと思うのですけども、やはり皆さん、それぞれのところでサロンとかスクエアステップとか、いろいろなことをやられているのが年々増えてきているのはいいことですが、それを応援するという姿勢をもっと強めてもらってもいいんじゃないかなと思うのですけども、どうですか。

○議長（田中通 議員）

介護保険課長。

○介護保険課長（中条裕 君）

そうですね、市から出ておる計画書を見ましても、さらなる助成金については回数で単価で計算をして出していただいておりますので、その単価の部分での見直し等をしていただいております。

以上でございます。

○議長（田中通 議員）

石田秀三議員。

○石田秀三 議員

ですから、その見直しをして下がってくるというのが、非常に頑張っておるところが張り合いがないわというふうなことを言っておりますので、ぜひお考えいただきたいと思います。

それからもう一つの予算書の同じところで、地域包括支援センター事業業務費というのが3億1,700万上がっておりますけれども、先ほどもどういうふうに委託料が算定されているかということですが、それは地域包括センター、非常に私も実際に困っている方がどうしていくかという相談に乗ってもらったり、私の妻も地域の民生委員をしておって、地域包括センターに非常に助けられておるというふうに喜んでおりますし、感謝しておりますけれども、この業務費が決められた人数で幾らというのが得られておと思うのですけれども、それが実際に決算で委託費ですから、委託した決算が出ておと思うのですけれども、それが足りないんじゃないかというふうに聞いておりますけれども、そういう各包括センターで決められた委託料だけでやっていけないような事態があるんじゃないかなというふうに思うのですけれども、実態を掴んでおりますか。

○議長（田中通 議員）

介護保険課長。

○介護保険課長（中条裕 君）

毎年各包括支援センターからは決算の報告もいただいております。介護保険の運営委員会にも報告をさせていただいております。広域連合としましては、委託料というのはその基準額で決められた額で委託を受けていただいておりますので、その委託でやっていただいておりますというのが現実でございます。

以上でございます。

○議長（田中通 議員）

石田秀三議員。

○石田秀三 議員

私が一般質問の中でも地域包括支援センターについて質問する予定でありますので、中身はそちらでまた議論させていただきたいと思いますが、やはりそういうところが実際に現場はどうかというのを聞くと、なかなか大変だというふうに思います。

それからもう一つ、この予算のやり方で聞くのですけども、介護保険の特別会計から繰り出して一般会計に繰り入れてやるというふうな、これで1発1億2,000万、会計から会計へ行って、一般会計のほうでこういう地域支援の事業をやっているのですけど、これは特別会計ではできないのか、あるいは特別会計にもあるけれども一般会計にもあるというような、そういうものなのか、どうですか。

○議長（田中通 議員）

事務局長。

○事務局長（福中正道 君）

重層的支援体制整備事業につきましては、一般会計において行うべきものというふうに法律で定められておりますので、そのような形でお金を特別会計から一般会計へ移すというような形で執行しているということでございます。

以上でございます。

○議長（田中通 議員）

石田秀三議員。

○石田秀三 議員

まず、特別会計のほうにお金が入ってきて、それを一般会計に振り替えるということなのですか。もともとあるのですか。

○議長（田中通 議員）

事務局長。

○事務局長（福中正道 君）

保険料負担分について、特別会計から一般会計へ移して、一般会計のほうでは、国・県からの交付金等を含めて、市の負担金も含めて執行しているというような形

になっております。

以上です。

○議長（田中通 議員）

石田秀三議員。

○石田秀三 議員

そうしますと、特別会計から出るお金という繰入れに回す、今回でいうと1億2,000万あたりありますよね、これは財源としては介護保険料が充てられているわけですか。それとも、こちらのほうも一般財源なのですか。

○議長（田中通 議員）

事務局長。

○事務局長（福中正道 君）

特別会計におきまして、介護保険の第1号・第2号被保険者の保険料を受け入れておりますので、それを歳出側から一般会計のほうに移すと、第1号・第2号被保険者の保険料を移しているというような形でございます。

以上です。

○石田秀三 議員

以上で終わります。

○議長（田中通 議員）

これにて、石田秀三議員の質疑を終わります。

質疑のある方、挙手をお願いします。

質疑なしと認めます。

それでは、これより討論に入ります。討論はございませんか。

中西大輔議員。

○中西大輔 議員

鈴鹿市、中西です。

補正予算、当初予算ともに賛成の立場のほうで討論させていただきます。まずもって、特別会計のほうにありましたが、期中改定があるにもかかわらず、その情報をきちんと出されていないということは、これは事業に取り組む姿勢としていかなものかなと、その詳細というのは非常に重要な部分があるわけですね。事業者の方々に対する報酬額が上がるだけではなくて、それにいろいろな条件に対する支援等も必要な部分が出てこようかと思いますが、それらに全く触れられないまま進んでいるこの予算というふうなものは、実際には非常に課題が大きいと思いますので、そのような業務を行わないように、まずもって改善していただくように意見します。その上で物価高の部分について、物価高というのは、これから中東情勢も世界情勢もかなり厳しい中で非常に必要になってくるのは間違いのないところです。それが今回の予算で見えていません。それについては動いていくものがありますが、やはり令和8年度の予算を執行される過程の中で、早期のうちから柔軟に検討していただかなければいけない部分というふうに意見させていただきます。当然それは被保険者の方はもちろんですし、事業者の方にとっても必要な部分です。その点については質疑の中でありました、基金の残高を考えれば十分に充当可能と考えますので、その検討をしていただくべきと考えます。また、質疑の中であった案件として、この広域連合議会の広報の部分のところですね、議会費のところ、ここのところについてもたしか以前に指摘させていただいたと思いますが、今使っているこの部屋の中、鈴鹿市議会をY o u T u b e放送できるような機器もありますから、このようなものを活用して広報していくということを真剣に考えるべきですね。あるものを使わないというのはあり得ない話なので、そのような部分からしても、広域連合事務局のほうで検討が不足している、令和8年度予算執行の過程では、そのあたりについてももしっかり取り組んでいただくべきというふうに意見をしまして、賛成の討論とさせていただきます。

以上です。

○議長（田中通 議員）

ほかに討論のある方は挙手をお願いします。

石田秀三議員。

○石田秀三 議員

私は、この予算案には賛成をいたしますけれども、先ほどいろいろ述べましたよ

うに、二十何億も基金残高を抱えておって、このままそれを持ったまま10期目の計画に全部回してしまうということは、やはりこの予算の中で今中西さんも言われましたように、もう最後の1年であるけれども、介護報酬の引上げを見込んだ内容であるということでもありますから、それに対してこの補正でも結構ですから、実際に現場で頑張っておられる方々にそういう財政的な措置が届くようなことをやはりもう一工夫してもらうようなことを考えていただきたいという意見を申し上げまして、賛成の討論といたします。

○議長（田中通 議員）

ほかに討論のある方は挙手をお願いします。

ほかに討論ございませんので、これにて討論を終結させていただきます。

これより採決をいたします。まず、議案第2号、令和7年度鈴鹿亀山地区広域連合一般会計補正予算（第2号）を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔全員 挙手〕

○議長（田中通 議員）

挙手全員でございます。したがって、議案第2号、令和7年度鈴鹿亀山地区広域連合一般会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号、令和7年度鈴鹿亀山地区広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔全員 挙手〕

○議長（田中通 議員）

挙手全員でございます。したがって、議案第3号、令和7年度鈴鹿亀山地区広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号、令和8年度鈴鹿亀山地区広域連合一般会計予算を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔全員 挙手〕

○議長（田中通 議員）

挙手全員でございます。したがいまして、議案第4号、令和8年度鈴鹿亀山地区広域連合一般会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号、令和8年度鈴鹿亀山地区広域連合介護保険事業特別会計予算を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔全員 挙手〕

○議長（田中通 議員）

挙手全員でございます。したがいまして、議案第5号、令和8年度鈴鹿亀山地区広域連合介護保険事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号、鈴鹿亀山地区広域連合監査委員条例の一部改正についてを採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔全員 挙手〕

○議長（田中通 議員）

挙手全員でございます。したがいまして、議案第6号、鈴鹿亀山地区広域連合監査委員条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号、鈴鹿亀山地区広域連合報酬及び費用弁償等支給条例及び鈴鹿亀山地区広域連合行政不服審査法施行条例の一部改正についてを採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔全員 挙手〕

○議長（田中通 議員）

挙手全員でございます。したがいまして、議案第7号、鈴鹿亀山地区広域連合報

酬及び費用弁償等支給条例及び鈴鹿亀山地区広域連合行政不服審査法施行条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第6、一般質問を行います。一般質問の通告者は4名でございます。通告以外の事項を追加しないように、また、一問一答方式で質問時間は答弁を含め30分以内ですので、厳守していただきますようお願いいたします。なお、再質問の場合は、要点のみ簡潔に述べられるよう特にお願いをいたします。

それでは、質問を許します。

それでは、ここで休憩をいたします。再開は、13時35分といたします。

午後13時29分 休憩

午後13時35分 再開

○議長（田中通 議員）

それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程により議事を継続いたします。

日程第6、一般質問を行います。一般質問の通告者は4名でございます。通告以外の事項を追加しないように、また、一問一答方式で質問時間は答弁を含め30分以内ですので、厳守していただきますようお願いいたします。なお、再質問の場合は、要点のみ簡潔に述べられるよう特にお願いをいたします。

それでは、質問を許します。

中西大輔議員。

○中西大輔 議員

先ほどは失礼しました。鈴鹿市、中西です。

それでは、通告に沿って質問をしていきます。令和8年度施政方針と予算編成方針からお聞きしていきますが、順番に、まず施政方針を読んでいて、介護と医療というのは切り離せないものだというふうに私は考えていますし、皆さんそうだと思います。圏域内の医療支援が守られているかどうかというのは、両市の政策課題という視点からだけではなくて、もちろん広域連合として政策、施策展開から重要だと考えます。実際に第8次三重県医療計画では、鈴鹿市と亀山市は北勢医療圏の中で鈴亀区域として設定、第5次がん対策基本計画では、鈴亀がん医療圏というふうになっていることを考えると、やはり申しましたように、広域連合として地域医

療の視点というのは外せないものと考えます。住み慣れた地域で安心して暮らせるためには医療は外せない要素ですが、しかし施政方針をお聞きしていても、地域医療という点についてはあまり触れられていなかったというふうに記憶します。連合長、副連合長、広域連合事務局はどのような考えを持っているのか、施政方針から聞き取れなかった理由をお聞きしたいと思います。

次に、地域包括支援センターを中心に、地域包括ケアシステムの深化・推進に取り組んでいくとあります。そもそも地域包括ケアシステムは、2025年を目途に、重度の要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで送り続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供されるものとして構築するというふうにされてきています。それが現在としては、地域包括ケアシステムから地域共生社会へと移行して、その中に重層的支援体制の構築があると私は認識しているところです。そう考えると、地域包括支援センターの役割というのは、思っている以上に大きなものになっていると考えるべきではないでしょうか。であるなら、相談支援を行う人材配置、コミュニティソーシャルワーカーの充実というのは、高齢者対応ということだけではなくて、地域共生社会の対応という観点からも、広域連合として主体的に考えていくことではないかというふうに私は考えます。その点にどう取り組んで、地域包括ケアシステムの深化と推進を図るのかお聞きしたいと思います。

行政で安定した介護認定に努めるとありますが、認定期間の短縮についてという部分には、文言として表れていませんでした。また、デジタルの活用といった部分について、どのような考えを持っているのかお聞きしたいと思います。

物価高騰などの影響や不透明な国際情勢に対して、広域連合と関係市に関することは聞き取れたとは思いますが、圏域住民の方々や介護関係事業者の方々に対する考え方というものが薄いように私は聞こえました。昨年10月の広域連合議会で事業者支援について質問しましたが、新年度予算の中で事業者支援に関することは反映されているのでしょうか。鈴鹿市では2月臨時議会における補正予算で、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を財源にして、市内の高齢者施設322施設を対象に、昨年4月から12月を対象期間として、食材費、電気料金、ガス料金、車両燃料費に対する物価高騰対策高齢者施設事業を事業費9,167万円で行っている途中です。物価や人件費の動きに介護報酬では対応し切れないことが理由にあったわけですが、社会情勢は依然として物価高が進んでいて、物価高騰は続くことが予想されています。広域連合として、事業者支援を予算編成時に検討していたのでしょうか。

か。ケアプランデータ連携システムの導入についても、昨年も触れましたが、事業規模によっても変わると思いますが、どのように取り組まれているのかお聞きしたいと思います。

ここまでのところで答弁をお願いします。

○議長（田中通 議員）

事務局長。

○事務局長（福中正道 君）

それでは、中西議員の令和8年度施政及び予算編成方針についての御質問につきまして、4点まとめて答弁させていただきます。まず1点目、末期がんなどをはじめとして、医療と介護は切り離せないと考えるが、施政方針で医療部分が聞かれないのはなぜかという御質問につきまして、答弁申し上げます。鈴鹿亀山地区広域連合は、平成11年6月に設立し、鈴鹿市及び亀山市の協議により、鈴鹿亀山地区広域連合規約を定め、それぞれの市の議会の議決を経て、三重県知事の許可を受けて制定し、規約の中で広域連合の処理する事務の一つに、介護保険法に基づく介護保険事業の実施に関することとありますため、広域連合では介護保険の業務について進めております。医療と介護の連携については、第9期介護保険事業計画の中でも、地域共生社会の実現と地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進に向けて、在宅生活を支える環境の整備を行い、高齢者等が住み慣れた地域で暮らし続けるためにも医療・介護の連携は必要としております。両市の地域医療担当課である鈴鹿市であれば、健康福祉部地域医療推進課、亀山市であれば、健康福祉部健康政策課とも連携しながら、医療・介護についての一層の連携強化について考えてまいります。

続きまして、重層的支援体制整備事業を考えると、地域包括支援センターは重要であるが、というところ、人的配置はどう考えているかという御質問についてでございますけれども、基準と人員については、先ほど矢田議員の御質疑で説明させていただいたとおりでございます。なお、重層的支援体制整備事業は高齢者だけでなく、子供、障害者、生活困窮者といった重層的な支援体制を構築する事業になることから、体制構築は市で行われるものになります。また、コミュニティソーシャルワーカーの配置等についても、市での対応事項になります。

続きまして、介護認定について、認定日数の短縮の考えはの御質問につきまして答弁申し上げます。令和7年度の申請件数、介護認定にかかる日数について説明さ

させていただきます。令和7年度の介護保険申請件数については、年度途中の4月から2月分でございますけれども、新規申請が2,806件、更新申請が4,084件、変更申請が1,639件、合計8,529件でありました。認定にかかる日数につきましては、令和8年2月審査分の申請から介護の決定までの期間の平均は、新規申請では34.3日、更新申請では38.1日、変更申請では33.3日、全ての申請においては35.6日となっており、1年前、令和7年3月審査分の46.8日と比べ、11.2日短縮したところでございます。

次に、30日に近づけるための方策について説明させていただきます。認定にかかる期間中、どの行程で最も時間を要しているか検証を行いまして、重点箇所を見定め、改善に努めてまいりました。調査票内容確認、点検作業の行程に最も時間がかかっていたため、認定調査票特記事項の様式変更を行い、点検の効率化を図ったところで上がったことや、昨年度と同様に、判断基準の考え方の整理等を目的とした調査員研修を2回開催し、調査票の確認・疑義照会等にかかる日数の短縮に努めてまいりました。さらに、主治医意見書記入が速やかに行えるよう、申請に合わせて適切な時期の受診が重要であることや、認定調査を速やかに実施できるよう、心身の状況が安定した時期に申請することの大切さ等について、申請を代行されるケアマネージャーや病院ケースワーカー等との意見交換会を実施し、専門職の方々の理解や協力を得ながら期間短縮に努めております。また、介護情報基盤整備の導入に向けて、国の動向等に注視し、情報連携共有により、さらなる日数の縮減に努めるとともに、調査後に調査票が提出されてから介護認定審査会で結果が出るまでの期間短縮のために、認定グループのそれぞれの作業、例えば調査票のチェック作業の中で、チェック方法の改善を図ることで時間短縮に努めるなど、業務効率化を考えることで、法定期間の30日以内に認定結果をお出しできるよう努めてまいります。

続きまして、物価高騰に触れているが、事業者支援などの視点が聞き取れないのはなぜかとの御質問について答弁申し上げます。物価高騰対策としては、各高齢者施設等への支援金給付については、構成市で行っていただくものでございます。広域連合といたしましては、圏域内事業所からの経営や加算に関する相談があったときには、取得ができる加算の案内や算定要件の説明等、介護保険課指導グループを中心に丁寧に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（田中通 議員）

中西大輔議員。

○中西大輔 議員

最終的には答弁をいろいろ聞いていても、それぞれの構成市と投げる人が多いのですけれども、本来であれば、地域包括支援センターからどのようになっているのかも含めて、広域連合として考えなければ、必要とされる方が相談しやすい体制かどうかのチェックはできないですよ。今の答弁は思います。目安30日については努力されているけれども、D Xの部分は聞かれないと、最後のところ、物価高騰のところも構成市でやってもらうというか、広域連合としては相談事業だけということですが、そんなことを言っている状況かどうかというのは分かりません。今日も中東情勢をいろいろ聞いていても、原油がどうなってくるか分からない。原油だけじゃない、ガソリンだけじゃないですよ。原油も入っているんですよ。もう一度お聞きしたいのですけれども、この世界情勢を考えたら輸送の部分だけではなくて、生産の部分にもかなり影響が出ているわけですよ。そうなってくると今後、国家備蓄の放出という話もあったりするわけですが、今後車両燃料だけではなくて、お湯を沸かしたりするボイラーの燃料となる重油であったりとか、いろいろなものに影響が出てくることは簡単に考えられるわけです。世界情勢ということは、物価高騰にさらに拍車をかける可能性があると考えれば、やはり広域連合としてこのような事態の中、事業者の方であったり、被保険者の方であったり、生活を支えていくという視点をもって、先ほど討論の中でも言いましたが、柔軟に施策を考えていくべきと考えるところですが、その点について広域連合として、リスクマネジメントの検討を行っているかどうか、確認で聞かせてください。

○議長（田中通 議員）

事務局長。

○事務局長（福中正道 君）

先ほどおっしゃった物価高騰等、原油高によって燃料等が上がっていくということについての対応、これに物価高騰も含めてですけれども、規約に定められている事業以外のことについては、広域連合としては主体的に取り組むことはできないというところがございますので、御了解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（田中通 議員）

中西大輔議員。

○中西大輔 議員

もうこれ以上聞くのはやめときますけど、介護事業者の方々がいなくなっても、それはうちは関係ないというふうに聞こえますけど、いいのかなというふうに考えます。この部分で止めておきます。

その次、2つ目のところですけど、これは午前中も出ましたけれども、令和8年度の介護報酬改定のことをお聞きしたいのですけれども、改定内容についての処遇改善の部分だけは予算化という話があるのですけれども、この令和8年度の期中改定と言いますが、期中改定のほうはそれだけじゃないですよ。実際はいろいろなものがあって全部が寄って、たまたまその一言にまとまっているだけで、ですから改定内容と、その時期の考え方についてもやはりきちっと説明していただくべきですし、厚生労働省の老健局のほうから、この1月16日に出された資料をもっているいろいろなことが動いていると思います。令和8年度介護報酬改定についてという資料が出されていて、それに対してもいろいろ通知とかが出ているわけですよ。それに対して、いろいろな介護事業者の方が読んで、いろいろなことを反応されたりしているわけです。そこでちょっと繰り返しになりますけど、令和8年度介護報酬改定、期中改定について、介護職員等処遇改善加算と食費の基準費用額の改定というのが入っていると思いますので、それぞれについて内容と、圏域内事業者への影響をお聞きしたいと思います。また、処遇改善加算については、いろいろ条件があって、訪問通所サービス等ケアプランデータ、もうこれはこの資料の中に出ているのですけれども、訪問通所サービス等についても、ケアプランデータ連携システムに加入し、実績の報告を行うとあたりします。取得要件についての圏域内事業所の現状などについても併せてお聞きしたいと思います。

○議長（田中通 議員）

事務局長。

○事務局長（福中正道 君）

それでは、中西議員の御質問の2番目、令和8年度介護報酬改定、期中改定についての御質問のうち、まず改定内容と時期の考え方について答弁申し上げます。国は強い経済を実現する総合経済対策において、介護分野の職員の処遇改善については、累次の取組を講じてきた結果、介護職員の賃金は改善してきたものの、他産業とはまだ差があり、人材不足が厳しい状況にあるため、他職種と遜色のない処遇改善に向けて、令和8年度介護報酬改定において必要な対応を行うとし、令和9年度介護報酬改定を待たずに期中改定を実施することになりました。令和8年度介護報酬改定では、介護職員等処遇改善加算の拡充、介護保険施設等における食費の基準費用額の見直しを行い、令和8年3月13日に告示をされました。1つ目の介護職員等処遇改善加算の拡充につきましては、令和8年6月から実施し、対象者を介護職員のみならず、介護事業所に勤務する事務職員等を含む介護従事者に拡大しました。また、生産性の向上や共同化に取り組む事業者に対する上乗せの加算区分を設け、これまでの対象外であった訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅介護支援、介護予防支援に処遇改善加算を新たに創設しました。2つ目の介護保険施設等における食費の基準費用額の見直しにつきましては、国は近年の食材料費の上昇や、食事の提供に要する平均的な費用額と、基準費用額との差が生じている状況等を踏まえ、令和8年8月から食費の基準費用額を1日当たり100円引き上げ、1日当たり1,545円に変更します。また、介護保険施設等における食費等の軽減を行う介護保険負担限度額では、利用者負担第3段階の1の利用者については、利用者負担限度額を1日当たり30円引き上げ、施設サービスでは1日当たり680円に、短期入所サービスは1日当たり1,030円に変更します。第3段階の2の利用者については、利用者負担限度額を1日当たり60円引き上げ、施設サービスは1日当たり1,420円に、短期入所サービスでは1日当たり1,360円に変更します。これら2つの改定により、介護報酬の改定率は2.03%の増となり、令和8年度の当初予算は、この改定率を基に保険給付費を算出し、増額を見込んだ額となっており、不足する財源につきましては、介護給付費準備基金を繰り入れ、対応しております。

続きまして、令和8年度介護報酬改定で期中改定についてのうち2番目、事業者支援について、事業基本報酬が上がるまでの経過措置、ケアプランデータ連携システムの関係などについて答弁させていただきます。令和8年度報酬改定におきましては、新たに設けられた生産性向上や共同化に取り組む事業者に対する上乗せの加算区分及び訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅介護支援等の処遇改善加算の算定要件となる、令和8年度特例要件にケアプランデータ連携システムの利用等が

上げられております。生産性向上や共同化に取り組む事業者に対する上乘せの加算部分においては、令和８年度特例要件として、ケアプランデータ連携システムを利用していること、生産性向上推進体制加算ⅠまたはⅡを算定していること、所属する法人が社会福祉連携推進法人に所属していることのいずれかの取組を行っていることとしております。また、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅介護支援等の処遇改善加算は、賃金改善の実施に加え、令和８年度特例要件、または処遇改善加算Ⅳの取得に準ずる要件のいずれかの要件を満たすことが算定の要件となり、令和８年度特例要件として、ケアプランデータ連携システムを利用していること、所属する法人が社会福祉連携推進法人に所属していることのいずれかの取組を行っていることとしております。なお、処遇改善加算の申請時点において利用していない場合であっても、ケアプランデータ連携システムへ加入し、利用することを誓約した場合は、処遇改善加算の申請時点から本要件を満たしているものとして取り扱うものとなっており、令和９年３月末までにケアプランデータ連携システムを利用した上で、実績報告書において、利用実績について報告することとされております。事業者支援といたしましては、事業者からの加算の取得のための相談に応じており、引き続き経営や加算等に関する相談には、介護保険課指導グループを中心に丁寧に対応してまいります。

以上でございます。

○議長（田中通 議員）

中西大輔議員。

○中西大輔 議員

そもそも期中改定なので、基本報酬全体が改正されるわけではないから、介護事業者としては、処遇改善の部分だけの収入増加は見込めるけれども、それ全体ではないわけですよね。その中で、なおかつ今言われていましたけど、ケアプランデータ連携システムの導入であつたりも検討しなければいけないという、かなり負担の大きなものになっているはずです。また、処遇改善のものもこれから自動的に説明の中であつた最大2.03%ですか、ではなくて、今の要件に対して合算していったの形になっていて、そこができれば加算も低くなるはずですよね。ですから、見た目、聞こえはいいのですが、かなり現場の話を聞かないといけないと思うのですが、今回予算も出してもらっていますよね。予算も出していただいていますし、

物価高騰もいろいろある中で、この処遇改善も含めて、現場の方々と何かヒアリングして意見交換されたのかどうか、それを聞かせてください。

○議長（田中通 議員）

介護保険課長。

○介護保険課長（中条裕 君）

現場の方、あとはまずデイサービス連協とか、あと老施協の方とは、常に連絡を取り合ってヒアリング、役員会に出させていただいたり、御意見を聞いたりする場は設けております。現場の声は大事だと考えておりますので、引き続きヒアリング等を行ってまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（田中通 議員）

中西大輔議員。

○中西大輔 議員

ケアプランデータ連携システムについては、小規模事業者の方のほうが導入のコストも高いし、ランニングもかなり負担になってくるということで、躊躇されているところもあると聞くのですよね。そうすると、それを導入しないというふうな方向性を出した時点で、加算自体がかなりマイナスになってしまうという現状もあるので、きちっと丁寧にしていかなければ、物価高騰対応の基本中の基本でさえ大変になってしまう。そこを認識して行動していただくことが必要かというふうに、今の答弁でも思いますし、意見としてお聞きしているものですね、今言わせていただいているように、ケアプランデータ連携システムの導入であったり、ランニングであったり、このあたりが負担だというお声も聞きますし、また、いろいろな申請書等についても上げるのがかなり負担だという声もあると、やはりそういうところを潰していかないと、潰していくというのはちょっと語弊があるので、そういうところを改善していかないと、いろいろ物価が高騰していく中でも大変さだけが募ってしまう、その点については、もう広域連合として主体的に考えていただくべきですし、そもそも事業者の方がいなくなれば、必要な被保険者の方を受け入れる場所がなくなる、そうしたらいわゆる介護難民と言われる方が出ていけないのですから、

そのあたりのところを考えてしっかり取り組んでいただくように意見して、一般質問を終わります。

以上です。

○議長（田中通 議員）

これにて、中西大輔議員の一般質問を終わります。

石田秀三議員。

○石田秀三 議員

石田です。

私も介護事業者への支援についてと、それから地域包括支援センターについてと、中西さんとかぶるところもありますけれども、お聞きしたいと思います。今の報酬の改定が前倒しになってきておるとするのは悪いことじゃないけども、今言われたように、いろいろな問題があると思います。問題はやはり現場のヒアリングがどうかというふうなことも言われましたけど、それと去年の議事録を読んでおったら、10期に向けてのいろいろなアンケートの中にそういうのをきちっと入れるべきじゃないかというふうな話もありましたけども、そういう点で介護事業所はいろいろな種類がありますけども、全体としてどうなっているのかということについて、現場の声がどう反映されるかというふうなことをぜひ考えていただきたいと思いますけども、特に今年ですけども、10期に向けての基本的な調査などはどうされているのかということをお伺いします。

○議長（田中通 議員）

事務局長。

○事務局長（福中正道 君）

それでは、石田議員の御質問の介護事業所への支援についての1つ目、各事業所施設の経営状況について答弁申し上げます。昨今の物価高騰による食料費等の上昇、最低賃金の上昇による人件費の上昇等、必要経費の増加により経営が圧迫されておりますこと、また介護人材が足りなくなっていることもあり、事業所の経営が一段と厳しくなっていることは、事業所各関係団体等からお聞きしております。広域連合が管轄しております、県内各施設の今年度、令和7年4月から2月の状況でござ

いますけれども、まず地域密着型通所介護の事業所につきましては、廃止の届出件数といたしましては、別法人への事業継承のための廃止が2件、破産手続のための廃止が1件、経営陣の高齢化のための廃止が1件、また令和5年に休止し、今年度に廃止となりました事業所が1件の合計5件でございました。なお、休止となりました事業所はございません。また、事業継承のための新規指定の申請が2件ございました。介護予防日常生活支援総合事業の通所型サービスを提供する通所介護事業所につきましては、別法人への事業継承のための廃止が1件、破産手続のための廃止が1件、経営陣の高齢化のための廃止が1件の合計3件でございます。また、新規指定の申請は3件ございました。介護予防・日常生活支援総合事業の訪問型サービスを提供する訪問介護事業所につきましては、新たに法人開設のための廃止が1件、破産手続のための廃止が1件、事業所統合のための廃止が1件、経営陣の高齢化のための廃止が1件、利用者少数のための廃止が1件、人員不足により事業継続が困難になったための廃止が1件の合計6件でございました。また、新規指定の申請は6件ございました。なお、介護予防・日常生活支援総合事業の通所型サービス、訪問型サービスともに休止となりました事業所はございません。

以上でございます。

○議長（田中通 議員）

石田秀三議員。

○石田秀三 議員

医療機関も最近はどこでも赤字だと、特に公的病院は大赤字だというふうなことも言われておりますから、介護事業所はそれ以上に大変だろうなと思いますけれども、やはりそういうところへの支援策というのは自治体によっては具体的にやられているところもありますね。特にヘルパーさんとか、そういう報酬が下がってしまったようなところなんかが本当にやっていけないというようなところに、ちょっとでも自治体として底上げをするというふうなことをやられているところもあると聞いております。やはりそういう具体的な問題で全般的に底上げを図るというのは、鈴鹿市・亀山市の財政だけでやれるということはないと思いますけれども、ただやはり一番大変なところにちょっと応援をするというふうなことはできると思いますけど、そういう支援策というのを考えられるというのが大事なのかなというふうに思っております。具体的な点というのは、それぞれがありますからなかなかどこ

がというのは難しいですけども、具体的な支援策ということで言うと、特に10期の新たなところに向かってどういうことをやっていけるのかとかということで考えようと思ったら、やはり調査、ヒアリング、アンケートということが大事なことだと思います。現場の声と中西さんも言われましたよね。そういうことをどういうふうにやられるかなということについてお考えがあったらお聞かせください。

○議長（田中通 議員）

介護保険課長。

○介護保険課長（中条裕 君）

現在というか、今終わったぐらいですけども、各事業所にアンケートは第10期の計画に向けて実施いたしました。そちらの集計に今かかっておるところでございます。また、先ほど議員がおっしゃったように、現場の方へのヒアリングというのは重要だと考えておりますので、各協会、あと各事業所からのお声というのは拾ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（田中通 議員）

石田秀三議員。

○石田秀三 議員

次に、地域包括支援センターについて伺いますけれども、私も長いことやっていても最近の地域包括支援センターとかというのは、非常に今までの感覚からいえば、非常に役所としてはこういうことが本当にできたらいいなという理想的なものじゃないかなというふうに思っております。実際に最近そういうお付き合いを、お付き合いといいますか、一人一人の相談に私らも乗ったりするときに包括センターに行くと、本当に一緒になってやってくれると、あるいは地域の民生委員とか、そういうところとの連携も非常に頑張っておられると、だからこれはどんどんとこれから発展させていかなきゃいかんところだなというふうに非常に体験的に思っております。そこで、運営状況というのを今前段の質疑のときにもお聞きしましたが、各包括支援センターのところに話のついでにいろいろお聞きすると、非常に経営というのは大変だと、しかも決算の書類なんかもネットに出ているのを見ますと、

元となっている法人ですね、親元からの繰入金を決算に入れて何とかやっているというふうなところが非常に多いというのを聞いております。ところによると、何百万も持ち出しやというふうなこともやっております。そういうことは地域包括支援センターというのは本来、それぞれの自治体がやるべきことを、そういうことが得意な介護にも専門のメンバーがちゃんとやってくれるだろうというところに委託をするわけですから、それに必要な費用はきちっと委託料に入っとるかというのが非常に大事なことになってきております。しかもいろいろな相談事が、高齢者福祉とかそういう範疇を超えるようなものがいっぱいあります。例えばごみ屋敷を片づけるとか、そんな話もありますし、それから病院の入院退院の世話までやったり、家賃の滞納をどうしようかとか、場合によっては一緒に生活保護の申請に行くとか、本当に文字どおり、住民から見たら、困ったらあそこへ行こうというようなことになるというような頑張り方をしておられるのですが、その運営状況というのをつかんでおられれば、これは何とかせないかんというふうに思うのですが、今各センターの運営状況、委託料を出しておいて、その委託料はちゃんと使いましたよという報告だけじゃなしに、足りていないという、人数も足りていないから、例えば3人というところを4人、5人と置いておるところも実際はたくさんあるようなことを聞いておりますけれども、そういう具体的な運営状況について把握しておられるのかお聞きします。

○議長（田中通 議員）

事務局長。

○事務局長（福中正道 君）

地域包括支援センターについての各センターの運営状況、それから広域連合としての関与、支援の状況について、まとめて答弁させていただきます。まず、地域包括支援センターの運営についてでございますけれども、地域包括支援センターは、介護保険法に規定する地域支援事業の一環として、総合相談支援事業、権利擁護事業、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業といった包括的支援事業のほか、多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築や、地域ケア会議といった様々な国の通知に基づく事業を実施しております。本広域連合では、地域包括支援センターの事業を各圏域内に所在する社会福祉法人等に委託しております。委託先の法人は、10包括体制となる際にプロポーザル方式により選定しており、令和3年度から

現在の状況になっております。

次に、地域包括の事業の実施についてですが、毎年度事業の実施に当たっては、事業実施主体として、本広域連合から地域包括支援センター運営方針を示した上で、これに沿った形で各地域包括が具体的な取組として事業計画書を作成しております。また、各年度終了後には事業の実績と実施状況を評価する事業実績報告書を各地域包括が作成し、提出をされます。実績報告書の提出を受けて、本広域連合の職員が基幹型地域包括支援センターの職員とともに、全ての地域包括支援センターを訪問して、ヒアリングを実施しております。実績報告書の取りまとめができましたら、介護保険運営委員会や国への報告を行うなどしており、本広域連合が地域包括の事業の実施及び進捗管理に関与している状況でございます。

以上でございます。

○議長（田中通 議員）

石田秀三議員。

○石田秀三 議員

だからそういう各センターの毎年の報告書というのをもらって見ると思うのですが、その中に、親元の法人からの繰入金という金額が書いてあるのがありますよね。これは何やと聞いたら、「いや、これだけ持ち出しですわ。」というふうなことを言われているけども、持ち出しが要るような仕事をしているというのは、やはりそれだけの地域の人たちのいろいろな相談事やら解決のことに向かって本当に奔走しておる中で、今決められた人数が足らんから、もう人を置いていると、あるいはそのために親法人から繰入れをしてでも何とか回していかないかんというふうなことが実態としてはあるんじゃないかなというふうに、実際にお話をいろいろ聞いて思いましたけども、そういうのを財政的にいったら、例えば市がこれをやっておったら、赤字でしたでは済まんわけですからね。これを法人が受けておるから、その中で何とかやっておるということについては、やはり必要なものは出さなにかんやないかと、最低限、そういうことを思うのですけども、今の委託料はそれで賄えないというふうな、現場はそういうふうになつとるという感触を持つのですけども、いかがですか。

○議長（田中通 議員）

介護保険課長。

○介護保険課長（中条裕 君）

実際に報告を受けておる包括支援センターからの決算の報告を見ますと、最終的に運営法人からの繰入金をしておるのは、地域包括の中では鈴鹿第4地域包括支援センターが繰入れをしてみえます。そのあたりも含めて委託をお願いしておる部分はあるのですけれども、現状としてそういう報告を受けておりますので、今後また第10期の計画策定の際には、考えていくことにはなろうことかと考えております。以上でございます。

○議長（田中通 議員）

石田秀三議員。

○石田秀三 議員

もう現在の10の包括センターというので改めて始まって、もう何年になるのですか、4年になるんですか。その間に1年目から見て、委託料というのは改定されているのですか、上がっているのですか。

○議長（田中通 議員）

介護保険課長。

○介護保険課長（中条裕 君）

先ほども御説明させていただきましたとおり、受けていただくためにプロポーザル等を行っていただいて、そのまま継続して、今委託を受けていただいておりますので、委託料については変更しておりません。以上でございます。

○議長（田中通 議員）

石田秀三議員。

○石田秀三 議員

人件費も上がっておるし、物価も上がっておるという中で、何年も同じ委託料で

やっていくというのは無理ですわね。やはりそういうところにこそきちっとちゃんと回っていくように、あるいはそこにいろいろな相談やお世話になっておる人たちが、きちっとしかるべき処遇が受けられるようなことが大事じゃないかなというふうに思いますけども、それを何とかやっとするわという、公の側がそれでやってくださいという程度のことではいかんと思います。やはり必要なものは人もお金もきちっとしてもらわないと、この大事な事業が回っていかないということじゃないかと思えますけどね。ですから、これについてはやはり実際に現場、それこそ現場の声を聞いて、それでいいのかどうかということを、特に委託料が同じ金額でやっても始まった頃と今と、4年たったら、その間にもものすごい物価が上がっているし、人件費も毎年人事院勧告が上がって初任給も上がるというような、そういうことで何とか人材を得ているというふうなこともありますから、この介護の世界も、やはりそういうことで人材にきちんと来ていただく、頑張って仕事はしてもらえるような保障というのは、こちらをお願いをする側がちゃんと条件を整備しないかんというふうに思いますけども、来年と言わずに、今年の中でぜひこれは検討いただきたいと思うのですけども、お答えいただけますか。

○議長（田中通 議員）

事務局長。

○事務局長（福中正道 君）

先ほど介護保険課長から答弁させていただきましたとおり、令和3年度にプロポーザル方式で選定をしております、そのときに委託料等も含めての条件で受けていただいているところですので、今期において改定するという事はないというふうに考えております。ただ、次期、次の募集等のときについては、その辺も含めて検討していくことにはなろうかと思いますけれども、その結果として上がるかどうかということは、ここでは申し上げることはできないということで御了承願いたいと思います。

○議長（田中通 議員）

石田秀三議員。

○石田秀三 議員

それでは持続可能というふうにならんとしますよね。先ほど議案質疑の中でお聞きしたときに、特別会計から一般会計へ行くお金の財源は何ですかと言ったら、保険料だと言われましたよね。保険料が財源ということは、やはり介護保険や高齢者のために使うお金を回しているわけですから、それをやはりケチるというようなことはしてはいかんとしますね。

もう一つ、20億円以上もの基金を持ってあって、それを大事に持つとということじゃなしに、そういうところにどんどん使っていただくと、困っている事業所や、それから頑張っておる地域包括センターにきちっと支援をしていくということをぜひ真剣に検討いただきたいと思いますけれども、どうなるか分からんと言われますけれども、何とかしようというのは、ここでやらないと介護保険を一挙に全部取り扱っているのはここだけですから、こちらの介護保険の事業主体がいろいろなやるべきことを民間に委託しておる、その委託先が持ち出しまでして頑張っておるという実情をきちっと反映をしたようなやり方をぜひ進めていただきたいと思いますけれども、もう一度伺います。

○議長（田中通 議員）

事務局長。

○事務局長（福中正道 君）

先ほど基金の話をされましたけれども、この地域包括支援センターの運営事業費につきましては、一部基金を取り崩して、予算措置をしなければならないというところまで予算額が膨らんでいるというところがございますので、一応基金を取り崩して特会から一般会計のほうへ持ってきて執行していると、そういうような状況になっております。

以上でございます。

○議長（田中通 議員）

石田秀三議員。

○石田秀三 議員

そういうきちっと数字を見て、足りない分は、ぜひそれに見合うような措置をしていただくということを求めたいと思います。基金がいざというときのために取っ

であるんだというふうによく言われますけど、今はそういう、いざというときにはないかなというふうに思いますので、ぜひ頑張ってくださいますようお願いします。

以上で終わります。

○議長（田中通 議員）

これにて、石田秀三議員の一般質問を終わります。

ここで休憩をいたします。再開は、14時40分といたします。

午後14時26分 休憩

午後14時40分 再開

○議長（田中通 議員）

それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程により議事を継続いたします。

福沢美由紀議員。

○福沢美由紀 議員

福沢美由紀です。よろしくお願いします。

まず、介護認定業務について質問をさせていただきます。介護認定業務については、継続してずっと質問をさせていただいています。先ほど認定の日数について昨年お聞きした46.8日から35.6日に短くなった、努力されたよという御報告がありました。本当にお疲れさま、御苦労さまだったと思います。大変だったと思います。でもこれは広域住民のために進めていってもらわなくちゃいけないので、引き続きこの件についても伺っていきたいのですが、もうちょっと細かく、申請から調査まで、調査から1次判定まで、1次判定から2次判定、そして認定までどれぐらいになるのかという具体的なところを伺うのと、認定に係る委託の現状についてを伺いたいと思います。

○議長（田中通 議員）

事務局長。

○事務局長（福中正道 君）

介護認定にかかる日数についてまず答弁させていただきます。令和8年2月審査分の申請から介護度の決定までの期間は、平均で新規申請では34.3日、更新申請では38.1日、変更申請では33.3日、全ての申請においては、平均35.6日となっており、1年前、令和7年3月審査分の46.8日と比べ、11.2日と短縮したところでございます。要介護認定にかかる期間中でどの行程が最も時間を要しているかについてでございますが、最も時間を要している行程は、認定調査から1次判定までの期間であり、令和8年2月審査分では、平均10.1日で行いました。この期間につきましては、1年前の令和7年3月審査分においても、同じく最も時間を要している行程として、16.0日かかっておりましたが、5.9日短縮したところでございます。細かくということでございましたので、令和8年2月審査分の状況でございますけれども、全数についてでございますが、申請から調査委託までは9.1日、申請から調査日まで16.4日、申請から主治医意見書の入手まで18.1日、申請から1次判定までは26.5日、申請から2次判定依頼日まで27.4日、申請から認定まで35.6日となっております。

以上でございます。

○議長（田中通 議員）

福沢美由紀議員。

○福沢美由紀 議員

委託の現状についてもお伺いしたいということを申し上げたので、お願いします。

○議長（田中通 議員）

事務局長。

○事務局長（福中正道 君）

委託の状況といいますか、現在の調査員の状況でございます。令和8年3月現在においてでございますが、介護保険課所属の調査員が3名、居宅介護支援事業所24事業所に所属する47人のほか、指定市町村事務受託法人の指定を受けている鈴鹿亀山介護認定調査センターでは、調査員16人体制で調査を実施しております。

以上でございます。

○議長（田中通 議員）

福沢美由紀議員。

○福沢美由紀 議員

細かいところと人数を聞かせていただきました。日数を減らしていただいたのはありがたいのですが、調査員の資質向上という言葉が先ほどもあったと思うのですが、あとは調査員の資格ですね、たしか広域だけで認定をやっていたときに、あまりにも人がいなくて、調査員の資格を緩和したことが1回あったと思うのです。今はもう委託をされている部分もありますので、その調査員の資格が今委託してある先も含めてどうなっているのかということについて伺いたいと思います。

○議長（田中通 議員）

事務局長。

○事務局長（福中正道 君）

調査員の資格につきましては、まず1つ目が市町村職員であること、2つ目が市町村から委託を受けた居宅介護支援事業所に所属する介護支援専門員、3つ目が市町村から委託を受けた指定市町村事務受託法人に所属する介護支援専門員と特定の資格、看護師や介護福祉士など、21の資格になりますけれども、それらの資格を有し、資格取得後介護現場での業務が5年以上の者、または過去に認定調査業務に1年以上携わった経験がある者と定められております。

以上でございます。

○議長（田中通 議員）

福沢美由紀議員。

○福沢美由紀 議員

そうしますと、以前資格を緩めたところは、もう既にそういうものではやってなくて、専門的な資格を持って経験のある方が広域連合でもそうだし、委託先でもそうやっていただいていると解釈してよろしいですか。

○議長（田中通 議員）

事務局長。

○事務局長（福中正道 君）

そのとおりでございます。

○議長（田中通 議員）

福沢美由紀議員。

○福沢美由紀 議員

よかったです。ありがとうございます。

それで、私は前回の質問で、この認定調査を多分更新というか、継続して出すときに、だんだんと体調も悪くなったり、年齢もやはり上がってくると、次はもう介護度1だったのが2になるかなとか、3になるかなと思っていたけども、軽く出てしまったという、そういう苦情というか、そういうお話が多いなと思って、前回質問をさせていただいて調べていただいた。1次判定から2次判定にかけて、かえって軽くなる方は非常に少なかったという数が出ていたと思うのです。では、ケアマネさんの肌感覚というか、何でやろうと思うのはどこの段階でかなというのが分からなかったのもう一回質問をしたいのですが、この前の答弁の中で、認定調査のばらつきを直すために厚労省かな、要介護認定研修、そういう調査の仕方の研修か何か、指導か何かを受けたというようなことを言われていたと思うのですが、その内容についてまず伺いたいと思います。

○議長（田中通 議員）

事務局長。

○事務局長（福中正道 君）

先ほど議員がおっしゃいました、要介護認定適正化事業技術的助言事業でございます。これについて説明をさせていただきます。要介護認定適正化事業技術的助言事業は、要介護認定の適正化に向けた取組において、技術的な助言を行うことにより支援することを目的とするもので、厚生労働省が実施主体でございます。認定適

正化専門員が介護認定審査会資料を事前に見ていただき、介護認定審査会を傍聴し、認定調査及び認定審査会の状況を把握し、介護認定審査会委員及び事務局職員との意見交換を経て、技術的な助言等を行うものでございまして、令和6年度において、本広域連合において応募し、受講したところでございます。助言内容といたしましては、まず認定調査基準について指導を受けました。組織内の人事異動により専門的知識の継承が難しかったことや、コロナ禍において国・県等の研修がビデオ視聴等になったことで、一律的な内容に変わったこと等の影響もありましたが、今回の助言事業の受講を機に、その認定適正化専門員を講師とした全ての認定調査委員研修を令和6年度に1回、令和7年度に2回開催し、資質向上に努めてまいりました。認定調査は全国一律の基準に基づき、公平公正で客観的かつ正確に行われる必要がございます。しかし、生活環境や身体状況、疾病等は様々であり、厚生労働省が示している認定調査員テキストには一般的な内容しか示されていないため、調査員が判断に迷う場面が多く生じてきます。この迷いが認定調査票の点検時に疑義照会として現れてきます。そのため、認定調査項目の基本的な定義・基準を確認し、判断に迷う場合は、判断根拠となるような観察ポイント、考え方を習得し、認定調査会が適正に判断できるような調査票の作成ができることを目指し、研修を続けてまいりました。このような取組から、少しでも早く認定結果をお届けできるよう、認定にかかる期間の短縮に取り組んでおります。現在、35日程度かかっている状況でございますけれども、法定の30日を目指して、今後とも努力をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（田中通 議員）

福沢美由紀議員。

○福沢美由紀 議員

その事業の研修というか、それを受ける対象は、認定調査員ですか。

○議長（田中通 議員）

介護保険課長。

○介護保険課長（中条裕 君）

うちの事務局職員も講習を受けさせていただいて、あと調査員、あと審査会委員の先生方も受けていただいております。

以上でございます。

○議長（田中通 議員）

福沢美由紀議員。

○福沢美由紀 議員

委託先の調査員はどうなのですか。

○議長（田中通 議員）

介護保険課長。

○介護保険課長（中条裕 君）

今回の厚生労働省の技術的指導には入ってもらっていないですけども、私ども事務局から委託先の調査員さんには、その内容をお伝えしております。

○議長（田中通 議員）

福沢美由紀議員。

○福沢美由紀 議員

要するに、調査をする加減でばらつきが出てくるという、いろいろな症状一つを取っても、御飯の食べ方一つを取っても、介助の仕方が皆違うということで、それをどう表していいか分からないということはきっと起こってくるだろうと思うんですけども、そういうときのために特記事項というのを書くようになっていたと思うんですけども、特記事項というのはフリースタイルで書かれるのか、それについても何か型があるのか、そこについてはどうですか。

○議長（田中通 議員）

認定グループリーダー。

○認定グループリーダー（藤本泰子 君）

御質問のとおり、特記事項につきましては、一応フリーで書いていただける様式にはなっておりますが、特記事項に書く項目というのが、何でも書いてもいいというわけではなく、その項目を補足するような内容、頻度とか定義よりももう少し詳しく書く必要がある項目とかというような形で書く基準についても大まかに決まっておるような状況でございます。

○議長（田中通 議員）

福沢美由紀議員。

○福沢美由紀 議員

あと確認したいのは、その特記事項を反映するのは、1次判定の中で特記事項を反映したものが判定されるのですか。2次判定ですか。

○議長（田中通 議員）

介護保険課長。

○介護保険課長（中条裕 君）

特記事項が反映するのは2次判定となります。

以上でございます。

○議長（田中通 議員）

福沢美由紀議員。

○福沢美由紀 議員

2次判定というのは審査会でということですよ。ということは、医師の意見書というのは、それも1次判定には反映されていなくて、2次判定の中で反映されるということですか。

○議長（田中通 議員）

事務局長。

○事務局長（福中正道 君）

主治医意見書につきましても、1次判定において一部反映されておりました、2次判定におきましても、参照して判定をするというような形になっております。

以上でございます。

○議長（田中通 議員）

福沢美由紀議員。

○福沢美由紀 議員

国はどうしてもこういう介護保険にかかってくる人は減らしたいし、軽度化したいというところは、いろいろな文書を見ればよく分かるのですが、多分そういう流れで、いろいろな意味で本当に分かるようになる研修だったらいと思うのですが、もっと重くなると思ったけど、随分軽くなって使いづらいというような方の御相談にはどのように乗っていかれていますか。もう一回やってほしいというのもあると思いますし、そこら辺の相談は広域のほうにはないですか。

○議長（田中通 議員）

介護保険課長。

○介護保険課長（中条裕 君）

そのようなお声があった場合の相談には、丁寧に乗っております。そういう方については特に、うちの調査員が次の調査には行ったりしております。

以上でございます。

○議長（田中通 議員）

福沢美由紀議員。

○福沢美由紀 議員

以前、その調査をするときに、その方の本来の姿が分かりづらいので例えば、担当のケアマネについてほしいとか、そういうちょっと調査員のほうからお願いされるみたいなことを聞いたことがあるのですが、確かにそれはうまいこといけばいいことだと思うのですが、特記事項もそういう方がいないと書けませんし、ただ、特記事項がきちんと書ける状況というのをつくるのも調査員、ケ

アマネさんがするのですよね。ケアマネさんが家族の方におってもらうとか、あるいは家族がいなかったら、ケアマネ、自分がおつきになるとか、そこら辺はもうきちっとできているという状況ですか。

○議長（田中通 議員）

介護保険課長。

○介護保険課長（中条裕 君）

そうですね、そういう状況をつくっていただくようにというのは、既にお願いをしておることで、調査の前には確認をしている状況でございます。

以上でございます。

○議長（田中通 議員）

福沢美由紀議員。

○福沢美由紀 議員

ありがとうございます。そうしますと、先ほどから適正化事業技術的な助言事業というのをお受けになって、令和6年にも1回、令和7年に2回、実際によく分かったと、進めやすくなったという実感なわけでしょうか。

○議長（田中通 議員）

介護保険課長。

○介護保険課長（中条裕 君）

進めやすくなったというか、基準の統一化というか、そういう部分で、いい勉強をさせていただいたと感じております。

以上でございます。

○議長（田中通 議員）

福沢美由紀議員。

○福沢美由紀 議員

8年度はあるのですか。

○議長（田中通 議員）

介護保険課長。

○介護保険課長（中条裕 君）

この点に関しましては、引き続き研修等を行っていきたいと思っております。予算化もしてあります。

以上でございます。

○議長（田中通 議員）

福沢美由紀議員。

○福沢美由紀 議員

あとは委託先の方が伝えるのではなく、直接そういう研修を受けられるといいなと思うのですが、それは何としてもできないわけでしょうか。

○議長（田中通 議員）

介護保険課長。

○介護保険課長（中条裕 君）

厚生労働省に関しては、もう今年は難しいので、今までうちが事務局も研修を受けたものをお伝えするということで研修を続けていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（田中通 議員）

福沢美由紀議員。

○福沢美由紀 議員

今年はもう難しいというのは、要するに、そういう委託先の方は受ける権利がないという意味でしょうか。

○議長（田中通 議員）

介護保険課長。

○介護保険課長（中条裕 君）

その適正化委員の方に来ていただいての研修というのをまた考えておりますので、以上でございます。

○議長（田中通 議員）

福沢美由紀議員。

○福沢美由紀 議員

特にこういうところが難しかった、こういうところが問題だったという事例があれば聞かせてください。

○議長（田中通 議員）

介護保険課認定グループリーダー。

○認定グループリーダー（藤本泰子 君）

特に難しかったこと等につきまして、やはり判断に迷うところでございます。例えば、神経難病の方とかで日中と夜間とかで体の状況が変わりまして、介護の手間が変わる場合、それも大体日中、夜間同じような頻度のときにどのように判断をするかというところに非常に迷いますし、それと最近多いのが、お一人暮らしの方で日中独居とか、一人暮らしの方がお1人で生活していて誰も見ていない、そのような状況をどのように評価をしていくのか、適切な介助をどうしていくのか、そういうところが非常に困っております。厚労省のテキストは一般的でございますが、実際に多々いろいろな事例がございますので、こういう場合にはどのような考え方をういたところでいけば適正に標準化、それとやはり安定的な調査ができるかというところを研修等で日々学んでいるところの状況でございます。

以上でございます。

○議長（田中通 議員）

福沢美由紀議員。

○福沢美由紀 議員

ありがとうございます。調査に行かれた方が、やはり本当に悩んでいるんだと思うのですが、私、74項目、昔は八十何項目がありましたよね、カットされて、それがよかったのか悪かったのか分かりませんが、私が判断するんじゃないから、コンピュータが決めるんだから、私のせいじゃないからねというようなことをおっしゃる方も見えるとお聞きしたことがあるのですが、本当にそれはもう悩んでいることの裏返しではあると思うのですが、そこをやはりでもしっかりと捉えて、特記事項でしっかり書ける方を育てていただきたいと思います、今回のこの項を閉じたいと思います。

それで次の質問ですが、保険給付費について議案でも少し触れたのですが、一つ、やはり不思議だなと思う内容ですが、今回の予算の保険給付費の中の介護予防サービス給付費についてですね。介護サービスに比べてやはりすごく多くなっている、令和5年の決算が3億4,148万9,000円です。6年決算が3億5,045万6,000円です。7年度は決算が出ていませんけど、ちょっと増やして3億8,000何がしという予算をつけられて、今回は4億8,030万7,000円と、やはりかなりの伸びですね。この大きい伸びはいったい何、内訳でもいいですし、どういうことなのかを聞かせていただきたいと思います。

○議長（田中通 議員）

事務局長。

○事務局長（福中正道 君）

概要になりますけれども、介護予防サービス給付費につきましては、年々伸びているというところに加えて、今回の期中改定が重なりまして、このような大幅な増になったというところでございます。

概要は以上でございます。

○議長（田中通 議員）

福沢美由紀議員。

○福沢美由紀 議員

もう少し具体的に分かる何かはありませんか。要するにそれですと、年々伸びているのは今までと一緒なのですよ。だから、こんなにたくさん伸びますか。改定でこれだけ伸びるのですか。それがそうだ、その内容だと言うのだったら、それで聞かせていただきたいのですけど。

○議長（田中通 議員）

介護保険課長。

○介護保険課長（中条裕 君）

現在の実績も伸びておりますので、その分を見込んでの増としておる状況でございます。

以上でございます。

○議長（田中通 議員）

福沢美由紀議員。

○福沢美由紀 議員

実績のうちの何が伸びているのですか。

○議長（田中通 議員）

介護保険課長。

○介護保険課長（中条裕 君）

私どもに請求いただく段にはまとめて請求をいただきますので、細かいどこが伸びておるといふのは分からない状況でございます。

以上でございます。

○議長（田中通 議員）

福沢美由紀議員。

○福沢美由紀 議員

介護度をだんだんもしかして下げていって、予防の方が増えているとか、人数的

にはどうなのですか。人数的には、予防の方がものすごく増えていっているということですか。

○議長（田中通 議員）

事務局長。

○事務局長（福中正道 君）

介護予防サービス給付費を使われる方でございますので、要支援１、要支援２の方の状況でございますが、令和６年度の要支援１の推計が１,９５１名に對しまして、実績は１,８７７名、要支援２につきましては、推計値が１,６９７名に對して、１,７６１名というところで、増えたり減ったりというような状況になっております。

以上です。

○議長（田中通 議員）

福沢美由紀議員。

○福沢美由紀 議員

増えているということですね。予防の方が増えていて、こういう実績になっているということで、それと今回は予算ですので、改定のことも含めて、これぐらい伸びたということで理解させてもらったらいいですか。

○議長（田中通 議員）

事務局長。

○事務局長（福中正道 君）

議員がおっしゃるとおりでございます。

○議長（田中通 議員）

福沢美由紀議員。

○福沢美由紀 議員

結構です。ありがとうございました。

これで私の質問を終わらせていただきます。

○議長（田中通 議員）

これにて、福沢美由紀議員の一般質問を終わります。

櫻井清蔵議員。

○櫻井清蔵 議員

亀山市の櫻井清蔵です。

要旨は、介護保険事業全般より課題についてという雑ばくな質問で申し訳ないですけれども、聞き取りのときにちょっと話をさせてもらったのですけれども、介護保険運営委員会というのを設置されていますわな、13名で。その中で課題は、介護保険事業計画の進捗状況の確認、それから地域包括支援センターに関すること、指定地域密着型サービス事業所、指定地域密着型介護予防サービス事業所、指定居宅介護支援事業所及び指定介護予防支援事業所の指定に関すること、その他介護保険利用を円滑に実施することというような課題で、13名の方で御協議していただいたのですけれども、確認したいのですけれども、令和7年12月18日木曜日開催のこの委員会において、要介護度認定更新通知の段階的な廃止について議論されたということを聞き及んでいます。この内容等はもう言わせてもらったらええんやけども、最終的に介護認定業務の資源を集中することによって、今後も増加が見込まれる要介護認定申請について、申請者から認定されるまでの期間短縮することを目的とするということで、廃止に向かわれているのですけれども、今の中西君の質問等々、福沢君の質問にも出てきましたけども、新規が2,806件で34.3日、更新が4,084件で38.1日、変更が1,639で33.3日、平均すると35.2日と、以前より11.8日短縮したというようなことでございますけども、先にアンケートを採ってみえますわな。鈴鹿亀山地区第2号被保険者調査ということで、2号保険者に対して、これは40歳から64歳までの被保険者のうち55歳以上で、介護保険の要支援・要介護を受けていない方を対象にして1,000人を無作為に選定されていますと、というのは令和4年12月ですかね、鈴鹿連合からこれが出されていると、そこで令和6年度の決算審査資料を見させてもらっていると、確かに令和4年から令和6年までの各数字は出ているのですけれども、収納率令和6年が97.9、令和5年度は収納率が97.7、令和4年が97.5と、収納率は高いほうと思うのですけれども、特別徴収と普通徴収の欄を見ると、普通徴収が90.9という形ですな。確かに特別徴収は100%ですけれども、基本的に2号保険者でも、こ

ここに介護を申請されんならん人が出てくるので、やはりその通知を廃止することによって、どんなメリットがあるのですかな。確かにいろいろ答弁を聞かせてもらっていると、今まで46日かかったが11.2日減らして35. 幾つになったと、ただやはり介護保険制度、40歳の方から納付していただいて、ずっとそれを継続してもらおうのですけども、その通知を廃止することによって、メリットは何があるのですかね。そこを聞かせてもらいたい。

○議長（田中通 議員）

事務局長。

○事務局長（福中正道 君）

それでは、櫻井議員の介護保険事業について、介護保険事業全般より課題についての御質問のうち、要介護・要支援認定更新通知の段階的廃止についての理由について答弁させていただきます。事務局といたしましては、今後ますます財源及び人材の制約が厳しくなっていく見通しの中、限られた人員と財源により円滑に要介護認定等の事務を遂行していかなければならないとの強い危機感を持っているところです。要介護・要支援認定の更新通知を段階的に廃止することは、介護認定事務の簡素化を図り、介護認定業務に資源を集中することで、今後増加が見込まれる要介護認定申請について、申請から認定までの期間を短縮することを目的としております。申請から認定までの期間を短縮することを目的に、指定市町村事務受託法人への委託を進め、昨年は厚生労働省が実施した要介護認定適正化事業、技術的助言事業に参加し、調査判定基準の平準化を図り、調査票の確認、疑義照会等にかかる日数の短縮に努めてきたところでございます。しかし、今後は高齢者が増え、介護保険を使う人も増える見込みであるため、申請から認定までの期間が長くないよう様々な方策を考えております。今回の更新通知の段階的廃止は、更新通知が届くことで、ケアマネージャー等への相談を経ずに申請を行う重複申請であるとか、介護サービスを使っていない人が通知が届いたことで、申請しなければと誤認して申請してしまう状況を防ぎ、審査件数を抑えることなどにより、審査の処理を早めることができるだろうと期待をしております。

以上でございます。

○議長（田中通 議員）

櫻井議員。

○櫻井清蔵 議員

いや、だけど、私が思うには、介護保険制度が何で40歳から納付をするという制度の根本よね。だから、通知をもらったから申請をせんらんからということでそれを廃止したが、例えば、この監査報告の意見書にもありますように、保険料の徴収の収納率は、収納未済額及び不納欠損額を、安易に計上することのないよう関係市町で調整しないようにと、こんな指摘を受けております。だから、やはり介護保険制度の根本は、1号保険者と2号保険者があるのですけども、私は1号だけれど、やはり若い世代がこの介護保険を支えとるんやと意識を持っておられる。この通知を廃止することによって、件数が増えると、過去の事例でどんなぐらい増えたのか、その通知を出すことによって、それを教えてください。

○議長（田中通 議員）

介護保険課認定グループリーダー。

○認定グループリーダー（藤本泰子 君）

今回の更新通知の廃止につきましては、議員御存じと思うところでございますが、介護認定を御申請された方が、新規申請の期間が終わった後に更新をお受けになる方に対してのお知らせをケアマネージャーさんとかから御助言もいただける場合が多いですので、廃止をさせていただくというようなところで、今回私どもは取組を考えておるところでございます。今議員がおっしゃっております第2号被保険者の方でお元気な方につきましては、特段、介護認定を受けられる方が必要でない方には、何ら普通のとおりにお申請をいただくことに何の支障もございませんので、御安心をいただけたらなというふうに感じますので、よろしく願いいたします。

○議長（田中通 議員）

櫻井議員。

○櫻井清蔵 議員

いや、でもこの運営委員会で既に廃止するという事で承認されているのですよ。承認事項なのですよ。それで55歳の人らに通知するのですよ。無作為に1,000人を

選んで、だからこれは申請をして更新とか、そんなことがあるか分かんけども、今日まず1日聞かせてもらっていると、新規が2,806件、更新が4,084件、変更は1,639件という数字が出ていますわな。当然65歳未満ということですが、介護申請している人もおるわけや。私のはたにも59の者がこの間、介護4をもらったでね。だからやはりそれよりも介護保険制度は、皆で支えとる事業やで、やはりそれなりの通知をすべきだと私も、こういうふうに廃止をせんと、というのは過去に今から十何年前だと思うけども、介護度4・5の方は通常、半年に一遍やとったのを今は2年になっとるんだよな。4年ですか。今どんな状況ですか。やっぱりそこで答えとって、今、介護、要支援、それから介護1、2、3、4、5とあるのですけども、それによって認定変更というのは更新ですな、その基準が今あると思うのですけど、その基準について教えてください。

○議長（田中通 議員）

介護保険課認定グループリーダー。

○認定グループリーダー（藤本泰子 君）

まず更新の期間のことにつきまして御案内申し上げたいと思いますが、先ほど申し上げましたとおり、まず新規申請をいただいたお方が、この介護認定を継続する場合に更新認定をされます。更新で認定されましたら、前と同じ介護度でしたら4年間の期間でございます。前が介護3だったのが今回介護4になったとかというような形で変わりました方については、3年の認定有効期間をつけてございます。変更申請につきましては、更新申請の期間の途中であられても、体の状態が大きく変わられたりとかする場合につきましては、期間の途中でも変更申請をお出しをいただきまして、介護度を変えさせていただくということが可能でございますので、また、そういう場合でしたら御申請をいただけたらと考えております。変更申請についての認定有効期間は1年というふうな形で基準として定められておる状況でございます。

以上でございます。

○議長（田中通 議員）

櫻井清蔵議員。

○櫻井清蔵 議員

そのあり方ですね、そのあり方を介護保険加入者、対象者ですな、全ての人にある程度廃止ということは承認されているのですかな。こういうような状況になりますよというふうな通知をするという考えはないのかなと。

○議長（田中通 議員）

事務局長。

○事務局長（福中正道 君）

更新通知の段階的廃止について、どういうふうに進めるのかというところについて説明をさせていただきます。更新通知の段階的廃止については、介護保険利用者への配慮を行いながら、第1段階、第2段階を経て、状況を見ながら進めていく方法で考えております。まずは両市の広報、広域連合広報、広域連合ホームページ、また各関係機関の協力をいただいた上で、更新通知の段階的廃止について周知を行います。その上で、第1段階は更新申請が可能な満了日の60日前から一定期間、想定は30日程度でございますけれども、それを経過した未申請者に何らかの方法で周知を行います。第2段階につきましては、第1段階の期間中に定期的に状況確認や影響の確認を行い、問題となったケースはなかったか等の検証を行い、全面廃止への移行を行うか判断をした上で進めることを考えております。

以上でございます。

○議長（田中通 議員）

櫻井清蔵議員。

○櫻井清蔵 議員

基本的に令和6年度の決算状況を見ると、不納欠損額は2,373万8,920円、収入未済額は、8,435万4,608円かな、大きいのですよ、これ。確かに率で言うと、全体の1.65%ですけど、やはり8,000万もの未納があって、それは翌年度へ滞納繰越分として、令和5年度の分が8,000万ですが、8,063万4,214円で送られているのですけども、確かに収入済額が14%と、1,100万ぐらい、大体8分の1は収納に戻っとるんですけども、やはりこの制度をもう少し十分理解していただいた中で、あまりこれは通知を出すということですので、徹底した通知、例えば初回の通知書に同封するとか、

そんなものですな。広報ってあまり見やんのです。正直に私もほとんど見ないので、やはり納付書の中に何らかのこういうような形になりましたよと、第1回の納付書の通知の中にこのような通知を入れて、御理解を得て、収入未済額が出えへんようにして、介護保険の特別額は100%であるというような形にやっっていかなあかんと思うんです。そんな通知、内容もう少し、広報紙はもうとても無理やから、やはり介護保険料の各段階で、あなたは幾らですよという通知をしますわね、所得に応じて。その通知書に何らかの通知はもう1回、2回ではあかんと思うのですよ。3、4回も続けて通知を出すことによって、収納率を高めるという努力はできませんかな。

○議長（田中通 議員）

事務局長。

○事務局長（福中正道 君）

収納率への影響について御心配になっておられるというところに解釈いたしましたので、その点について答弁申し上げます。更新通知を廃止している先行しているのは県内3件ございます。更新通知を廃止している県内3市に確認したところ、名張市が令和3年3月末（後に「令和6年3月末」と訂正あり）、桑名市は令和6年8月末、伊賀市は令和7年9月末でそれぞれ更新通知を廃止しておりまして、廃止後大きな混乱もなく進めていることを確認しております。介護保険料は毎年算定し、通知を送付しているため、更新通知の廃止により、収納率が低下するといったような影響はないというふうに考えております。また、各市担当者に確認しましたところ、更新通知を廃止したことによる収納率への影響はなさそうであるとの回答をいただいております。

以上でございます。

○議長（田中通 議員）

櫻井清蔵議員。

○櫻井清蔵 議員

なさそうであるという自信なさげな答弁をしてしまうと、やはり絶対にそういうようなことが起こり得ないようにしますということを言ってほしいわ。そうせんと、

これはいずれ40代の人らも御厄介になることやと思うやん。やはり下支えが要るわけですよ、まさか2040年には介護保険制度は大分制度が変わってくるというようなことを言っているけど、その辺はきちっと通知文を納付通知書の中に挿入して、こういうふうになりましたよと、その中で理解を得てもらった中で、介護保険料を納付してもらって、収納率が100%になるようにするよう臨んでいただきたいという意見を申し上げて。

○議長（田中通 議員）

事務局長。

○事務局長（福中正道 君）

すみません、先ほどの答弁で、名張市が令和3年3月末と申し上げましたが、正しくは令和6年3月末でございました。申し訳ございません。

先ほど櫻井議員から御提案いただいております通知でございますけれども、保険料の通知ということではありませんけれども、ほかの機会において通知をするということは既に考えておりますので、そのような形でやっていきたいというふうに考えております。御理解ください。

○議長（田中通 議員）

櫻井清蔵議員。

○櫻井清蔵 議員

その通知書をまた見せてもらって、どんなものができたか一遍また拝見させていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

終わります。ありがとうございました。

○議長（田中通 議員）

これにて、櫻井清蔵議員の一般質問を終わります。

これにて、一般質問を終結いたします。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

これをもちまして本日の会議を閉じ、令和8年3月鈴鹿亀山地区広域連合議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午後03時35分 閉会

地方自治法第123条の規定によりここに署名する。

令和 8 年 3 月 27 日

鈴鹿亀山地区広域連合議会議長 田 中 通

議員（4 番） 福 沢 美由紀

議員（8 番） 森 美和子